

利益相反事例とその対応に関する Q & A 改訂第5版



2025.6

利益相反・輸出管理マネジメント室

大学における利益相反問題は、特に、産学連携において生じやすいものです。これまで大学の研究資金の大部分は政府資金でしたが、産学連携が進展したことによって企業資金が多く含まれるようになりました。教員が産学連携の相手方から兼業等の個人的な利益を得ている場合などには、産学連携の関連研究や職務の遂行上バイアスがかかるおそれがあり、研究の客観性や大学そのものに対する社会的信頼が揺らぐという懸念が生じることがあります。

2005年1月に、筑波大学では産学連携を中心とした利益相反マネジメントが本格的に稼働し始めました。2007年8月には、筑波大学では、特に慎重な対応を要するヒトを対象とする研究における利益相反問題の取扱いについて、各系・附属病院の実情に合わせ、それぞれの系・附属病院が独自にマネジメントを行うことになりました。

さらに、2010年度以降の厚生労働科学研究費補助金の交付申請書提出前に利益相反委員会が設置されないなどの場合、2010年度以降の補助金の交付（2009年度に申請する分から）を受けられないことになったため、2008年5月には各系等において研究倫理審査委員会における審査事項に利益相反関係の審査を盛り込むか、又は、利益相反委員会を設置するように全学に呼びかけました。以上のシステムの中で、大学で一括してマネジメントを行うのは、特に産学連携に関連する問題であり、これらの問題については、これまで随時、利益相反アドバイザー等が対応してきました。

本誌は、筑波大学の利益相反アドバイザー等の担当者に寄せられた相談をもとに、生じやすい利益相反問題の事例を構想し直し、これらへの対処法をまとめて、Q&A式の資料としたものです。第一版は2009年度の本学の利益相反委員会において、こうした事例集の印刷と配付の要望があり、2010年5月に刊行しました。また、2013年9月に実施された監事監査では、利益相反マネジメントに有益な資料として引き続き改訂の要請があり、増補改訂版を作成することとし、2014年12月に刊行しました。その後、筑波大学の諸規則等の改正対応を行うとともに、クロスポイントメント制度やクラウドファンディングなどの新しい事象を取り入れた事例を追加し、2019年1月に増補改訂第三版を刊行しました。

近年、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性、すなわち研究インテグリティの確保において、利益相反マネジメントの重要性が指摘されています。本学においても2022年に利益相反規則を改正して産学官連携活動以外の場合をも含む情報開示を強化し、一層の透明化を図ることとしました。今回はこれに対応する形で改訂第四版を作成しました。本誌が今後の研究活動、産学連携活動において生じた利益相反問題の解決の指針となれば幸いです。

2025年6月

筑波大学 利益相反・輸出管理マネジメント室

はじめに	3
大学発ベンチャー関係	
株式保有	
1.大学発ベンチャーの株式等保有と発注	7
2.学生発ベンチャーの株式等保有と共同研究・納品	7
3.配偶者による大学発ベンチャーの株式等保有	9
4.大学発ベンチャーの株式等保有と兼業	9
5.大学発ベンチャーの株式等の取得	10
6.大学発ベンチャーの上場後の株式取得	10
7.他大学発ベンチャーの株式等保有と兼業	10
8.大学発ベンチャーの株式等の売却	11
役員就任	
9.大学発ベンチャーの役員就任と発注の会計手続	11
10.外部資金職員の大学発ベンチャーの役員就任	12
11.大学発ベンチャーの複数代表制	12
共同研究・業務委託	
12.大学と大学発ベンチャーとの共同研究	13
13.自らが代表を務める大学発ベンチャーへの業務委託	14
大学施設利用	
14.大学発ベンチャーが大学の施設使用を認められる場合	15
15.大学発ベンチャーが主催する研修会のための大学の施設使用	15
その他	
16.大学が大学発ベンチャー内で行うシンポジウム	16
17.大学発ベンチャーからの寄附金等	16
18.大学発ベンチャーが成功した場合の問題	17
19.大学発ベンチャーの役員としての平日の講演時の兼業手続	17
20.教員が代表者である大学発ベンチャーから大学への研究員の派遣	17
21.大学発ベンチャーの貿易上の留意点	18
大学の名称使用関係	
共同研究(受託研究)	
22.共同研究成果に関わる大学名称・大学写真の使用や教員のコメント発表	19
23.効果検証の受託研究に関わる大学の名称使用	20
24.共同研究の成果である試作品への名称使用	21
25.成果物の無償配布時の名称使用等	21
26.共同研究実施中の宣伝	22
27.共同研究の成果である商品における「監修」の使用	23
28.共同研究において大学の施設を使用する企業の名称使用	23
寄附金等	
29.寄附金等の受領と商品の宣伝コメント	24

納入品等	
30.使用中の機器についての宣伝コメント.....	25
31.販促用教育DVDへの出演.....	26
大学発ベンチャー	
32.大学発ベンチャーの役員としての講演時の大学の身分の表示.....	26
33.DVD著作物の推薦文.....	26
卒業生の営利利用	
34.卒業生が開業した医院の宣伝.....	27
営利企業の宣伝への協力	
35.広告会社からの依頼による動画への出演.....	28
36.イベント企画・制作会社から商品の推奨コメントの依頼.....	28
37.研究契約に基づかないコメントの依頼.....	29
健康食品その他	
38.本学と企業が共同開発した健康食品の広告.....	30
39.医療器具ではない機能測定検査装置の広告.....	31
知的財産関係	
ソフトウェア	
40.販売目的のプログラム開発のための授業での利用.....	32
41.ソフトウェアの企業による有償利用.....	32
著作物	
42.国の補助金(科研費)による成果物である著作物の購入.....	33
43.国の補助金(科研費)による成果を一部含む著作物の出版.....	33
44.運営費交付金による自署の購入.....	34
45.寄附金による自署の購入、図書館に配架された自著の印税収入の取扱い.....	34
46.科研費の研究成果と商業出版.....	35
成果有体物	
47.成果有体物の販売.....	37
兼業関係	
48.鑑定書を作成した兼業先からの寄附金.....	38
49.共同研究先への兼業.....	38
50.物品購入先企業への技術アドバイス等.....	40
51.製薬会社からの依頼に基づく講演や原稿執筆と兼業の関係.....	41
52.兼業と学生アルバイト.....	42
企業の大学施設・サイト使用、ネーミングライツ関係	
53.企業と共同主催の講座の開催.....	43
54.セミナー開催を業務とする企業の学内施設利用.....	44
55.学内施設を利用した有料トレーニング.....	45
56.企業側の負担なしの共同研究契約が締結されている場合の共同利用機器の利用.....	46
57.企業提案のICT情報交流会の学内での開催.....	46
58.民間企業からの遺伝子組換え実験の安全審査の依頼.....	47

59.部局のウェブサイトでの企業のバナー広告	47
60.本学の研究ポータルサイトに英文校正・翻訳会社割引サービスのリンク付け.....	48
61.施設建設を請け負った企業とのネーミングライツ契約	48
企業からの資金・設備等の提供関係	
寄附	
62.製薬会社の共催による講演会等の資金援助と宣伝.....	50
63.国の補助金事業に関連したセミナーへの企業からの資金援助と宣伝.....	50
64.企業支援による企業製品に関わるコンテスト	51
設備の貸与	
65.企業から研究室に持ち込まれた機器	52
クロスアポイントメント制度	
66.クロスアポイントメント制度による雇用で留意すべき点	53
クラウドファンディング関係	
67.クラウドファンディングと指導学生との関係	54
68.クラウドファンディングの宣伝.....	54
69.企業のクラウドファンディングのリターンに教員が協力	55
委員会等委員関係	
70.寄附金の受領と仕様策定委員への就任	56
71.複数大学における利益相反委員会の外部委員の就任	56
寄附金募集活動関係	
72.寄附金募集の対象者	57
人を対象とする研究・厚生労働省科学研究費補助金関係	
73.人を対象とする研究における利益相反の留意点	58
74.寄附金の性質	59
75.寄附金と利益相反マネジメント	60
76.AMED配分の研究費による研究における利益相反マネジメント	61
自己申告書関係	
77.教育兼業や医療兼業の報酬は自己申告の対象か	62
78.企業から支給される給与の一部は自己申告の対象か	62
79.弁護士報酬は自己申告の対象か	62
80.産学連携に関する申告対象の企業等	63
81.自己申告書に関わるヒアリング	63
利益相反マネジメント全般	
82.利益相反マネジメントの目的.....	64
83.利益相反と法令・規則違反	64
84.利益相反規則の違反	65
85.契約書の教授名の署名.....	65
86.利益相反の典型例	66

1. 大学発ベンチャーの株式等保有と発注

Q 大学発ベンチャーに出資（株式等の取得）をしたいと考えています。また、併せて、この大学発ベンチャーの製品を購入したり、サービスを受けたりするなどの契約をしたいと思います。利益相反問題はどのようにですか。

A 例えば、本学の教員が代表者として立上げたベンチャーに対して、当該教員又は他の教員が出資するということは、それ自体で利益相反問題が起こるわけではありません。当該ベンチャーが、本学と共同研究を行おうとしたり、当該ベンチャーに対して本学から発注をしたりする場合に、利益相反問題が起こってくる可能性があります。このような場合には、出資者である教員は、当該ベンチャーと本学との契約に関わらない（共同研究の受入れを審議する教員会議等から外れること、あるいは発注の仕様書作成や決裁に関わらないことなど）ことが求められます。したがって、逆にいえば、このようなときに利益相反問題が起こらないように対処するのであれば、ベンチャーに対する出資を教員が行うこと自体が否定されるわけではありません。

また、筑波大学では、株式等（筑波大学と共同研究契約その他の契約関係にある企業等の株式等に限る。また、株式が未公開か公開かを問わない。ただし、公開株式にあつては、発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。）を保有（当該年度前に取得した株式等の保有を含む。）していれば、学長に報告する義務があります（国立大学法人筑波大学利益相反規則10条1項2号）ので、該当の場合は自己申告書を提出して審査を受けてください。

さらに、特に、筑波大学の教職員が大学発ベンチャーの代表者を兼ねている場合は、大学との契約を締結するに際しては、複数代表制などの措置を取ることが望ましいでしょう（Q&A No.11 参照）。

なお、発注の場合には購入する物品等の個数や金額が、研究の遂行に必要な合理的な範囲のものである必要があります。随意契約を行う場合はもちろん、購入金額が少額である場合でも、なぜほかの企業に発注しないで当該ベンチャーに発注するのかをきちんと説明できるようにしておくことも必要です。通常は教員個人に委任されている契約権限で処理できる場合であっても、部局会計責任者（支援室会計係長等）から発注するといった対応が望ましいでしょう。

2. 学生発ベンチャーの株式等保有と共同研究・納品

Q 学生の大学発ベンチャーに出資（未公開株式の取得）をしたいと考えています。利益相反問題はどのようにですか。また、当該ベンチャーは私の研究室とは無関係ですが、筑波大学の別の教員と共同研究をしていますし、筑波大学に製品の納入もしています。利益相反自己申告書の提出義務はありますか。

A 1. 学生発ベンチャーの未公開株式取得について
利益相反マネジメントは、産学連携に関与する職員の行動が学外の第三者から見た場合に何ら疑念を持たれないよう、事前に問題に対処することを目指して行われるものです。このような考え方からすれば、例えば、本学の学生が代表者として設立したベンチャーに対して本学教員が出資するという場合で、当該教員が当該学生の指導教員であるときに、ベンチャーの立上げの際の出資については、今後事業がどうなるか全く予測ができない状況の中で、応援する気持ちで株式を取得するというのであれば、当該ベンチャーからの利益供与と見られる可能性は少ないといっていいいでしょう。しかし、そのベンチャーの立上げの際ではなく、当該ベンチャーが上場する可能性が出てきた段階で出資するというのは、利益相反問題につながる可能性があるという判断になります。（自己の金銭的利益を優先させるために、当該学生に対する指導を他の学生よりも優先して行うのではないかという疑惑を招くことになり得る。）

しかし、他方では、このような出資のタイミングだけが問題ではなく、教員が出資した学生ベンチャーがその後上場が近付くほど業績が上向きになってきた段階で、なおかつ、当該大学発ベンチャーの代表者である学生の指導教員を続けているとしたら、やはり、その段階で利益相反問題が起こっているとい

えるので、そのような場合には、当該ベンチャーの株式を手放すか、又は、当該学生の指導教員を辞することが必要となると考えざるを得ません。

なお、一般的には比較的問題の少ない株式の保有であっても、例えば、共同研究、寄附金及び指導教員という関係があるような場合には、その上に当該ベンチャーの株式を保有することは、他の学生や世間から、教員としての職務よりも個人的な利益を優先させているのではないかという疑念を持たれるおそれがあるといえるでしょう。

2. 株式等保有と大学・企業間の契約に関する自己申告書の提出について

本学利益相反規則 10 条 1 項 2 号では、筑波大学と共同研究契約その他の契約関係にある企業等の株式等を保有している場合は、学長に対して個人的な利益の報告をしなければならないと規定しています。

「契約関係にある企業等」の事例

ア．筑波大学の研究成果の移転を受けたことがある

イ．筑波大学と共同研究、受託研究、学術指導、寄附金等の契約関係がある

ウ．筑波大学から出資又は人的及び技術的援助を受けている（出資については株式等保有も含む）

エ．筑波大学に対して、物品又はサービスを提供している

当該ベンチャーは、上記の事例のうち、イとエに該当します。規則の規定の文言から明らかなように、共同研究等に関して「法人と…契約関係にある」企業等であることが要件となっていますが、「株式を保有している教員」との間で共同研究等を実施していることは要件となっていません。

すなわち、このベンチャーとの間で出資者本人が共同研究を実施していなくても、例えば、所属の系の他の教員（他の系の教員の場合を含む。）が当該ベンチャーとの間で共同研究を実施していれば、このベンチャーの未公開株式を一株でも保有している教員は学長への報告義務があるという解釈になります（Q&ANo.80 参照）。

本学の利益相反規則は、教員からの報告義務を合理的な範囲に限定することにより、教員の負担を減らすとともに、利益相反が生じる可能性のある場合に必要利益相反マネジメントの適正な実施を確保するという考え方で構成しています。すなわち、本学と全く関係のない企業の未公開株式を保有していても利益相反の起こる可能性はまずありませんので報告義務はありません。

しかしながら、このベンチャーが本学の他の教員との間で共同研究等を実施している、あるいは、本学への製品の納入の関係で他の教員が関わっているという場合には、未公開株式を保有している教員が共同研究等に関わっていなくとも、一般論として、その未公開株式保有者である教員が自らの影響力を行使して当該他の教員に企業が有利になるような働きかけをするということも考えられ、利益相反の起こり得る可能性がありますので、個人的な利益の報告義務を課すことにしています。これによって、一種のスクリーニングを行い、その上で、利益相反アドバイザーや利益相反委員会等において実際に問題の起こりそうな利益相反関係にないかどうかを確認してもらおうというのが本学の利益相反マネジメント・システムの骨格になります。

3.配偶者による大学発ベンチャーの株式等保有

Q 配偶者が経営している会社は大学発ベンチャーですが、自分の所属する部署とは関係ない大学の部署に対して物品の納品などを行っています。この場合、大学に自己申告書を提出する義務があるのですか。

A 配偶者が納入会社の株式等（株式が未公開か公開かを問わない。ただし、未公開株式にあつてはすべて。公開株式にあつては、発行済み株式総数の5%以上に相当する場合に限る。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。）（当該年度前に取得した株式等の保有を含む。）を保有している場合は、それが大学発ベンチャーであっても、また、そうでなくても、申告をしなければなりません。本学利益相反規則10条1項2号では、筑波大学と共同研究契約その他契約関係にある企業等の株式等を保有する場合を報告の対象として規定しています。この「契約関係にある企業等」には筑波大学に対して物品又はサービスを提供している企業等が含まれています。

少量・少額の取引を行うだけの企業の場合は、そもそも問題になる可能性が小さいので報告義務を負わせるまでもないとも考えられますが、外形上類似する行為については報告義務を負わせて透明化し、その上で問題のないケースとして取り扱えばよいという考え方に基づいて、関連規則等の整備を行っています。

なお、本学利益相反規則10条で自己申告の対象となっている職員等の本人以外分についての報告義務は、2022年4月1日施行の利益相反規則の改正により、これまで本人以外の報告の対象を「配偶者及び生計を一にする二親等以内の親族」としていたのを「配偶者及び生計を一にする一親等以内の親族」に改め、かつ当該義務を株式等の保有の場合に限ることにしました。

4.大学発ベンチャーの株式等保有と兼業

Q 既に設立された大学発ベンチャーの未公開株式の取得と同時に取締役やアドバイザーなどの兼業をしたいと考えていますが、利益相反問題はどのようにしますか。

A 本学から研究成果の移転を受けている大学発ベンチャーである場合は、兼業に関わる個人的な利益（他社を含めて年間合計100万円以上の場合）や未公開株式の保有について自己申告書を提出してください。未公開株式を保有することは、会社の業績が株式の価額に影響し、また、役職につくことは、会社の業績が役職者の利害に影響する可能性があるため、それぞれ利益相反に関わってくる可能性があるのです。なお、会社で何らかの役職に就くためには、事前に兼業の手続を進める必要があります。

兼業について重要なことは、兼業手続を規則等に従って進めることです。また、出資が当然に悪いということではなく、それに伴って起こってくる問題を避けるために、当該会社との契約業務への関わりを持たないことが重要です。以上のことが守られれば、兼業や出資自体は、社会的に意義のある場合があるので、すべて避けてしまうという必要はありません。

回答は以上のとおりですが、ベンチャーへの出資については、その時期により問題の軽重が異なるので注意が必要です。すなわち、当該ベンチャーがこれから立ち上がるというときや設立間もない時期に、それが将来どうなるかは全く見通せず、したがって株式が紙くずになる可能性が大きいけれども、設立の趣旨に賛同して設立者を応援する意図で出資し、その株式を取得するのであればあまり問題はありません。しかし、当該ベンチャーの近い将来の上場も視野に入っているような段階での未公開株式の譲渡については、将来の株式の値上がりの可能性が予想され、しかも、未公開株式の取得は一般の人達には無理ですから、そうした株式の譲渡が何らかの便宜を図ってもらう意図で特別の利益を供与されたという可能性がある場合には問題となります。利益相反というのは、世間一般からどう見えるかというアピランスを重要視しますから、みなし公務員である本学の職員は未公開株式譲渡時の自らの置かれた状況（株式保有以外の共同研究等の利害関係の有無など）に十分注意する必要があります。

5.大学発ベンチャーの株式等の取得

Q 他機関との共同発明をもとにベンチャーをつくりましたが、資金調達のために新株予約権の譲渡を受けることになりました。利益相反問題はどのようにしますか。

A このケースは、資金調達のための有償譲渡と考えられますので、現時点で他に本学教員から同社への便宜供与の可能性がなければ、利益相反が生じることはないといえます。したがって、現時点で同社から当該教員を研究担当者とする本学に対する共同研究の申込みなどがなければ、新株予約権の譲渡を受けることは、直ちに利益相反につながるものではなく、これを受け入れることは、利益相反の観点からは容認することができると判断します。ただし、現時点で以上のような判断であるとしても、将来このベンチャーから当該教員を研究担当者とする本学に対する共同研究の申込みがあった場合には、当該教員は、同社との共同研究の受入れを審議する研究科やセンターでの会議において、その審議に参加することは控えることが求められます。なお、一方でその会社の株式等を保有し、他方で共同研究等を実施している場合は、個人的な利益に関する自己申告書を提出する必要があります。

6.大学発ベンチャーの上場後の株式取得

Q 大学発ベンチャーの上場後の出資には問題がありますか。

A 上場した後の出資というのは市場を通じた株式の売買になるので、利益相反マネジメントの観点からいえば、その株式の取得割合が小さければ問題の起こる可能性は少ないといえます。本学利益相反規則 10 条 1 項 2 号では、筑波大学の研究成果の移転を受けている企業等の公開株式を取得・保有している場合、発行済み株式総数の 5 % 以上に相当する場合に自己申告書の提出を求めています。5 % の保有というのは、通常の企業では相当な持分となりますから、株式市場の透明性の確保、株式投資家の保護を目的として上場企業の発行済み株式総数の 5 % 超を保有している株主（＝大量保有者）は、保有することとなった場合に内閣総理大臣に「大量保有報告書」を提出しなくてはならないことが金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）27 条の 23 に定められています。

また、一般的なルールであるインサイダー取引の禁止などの問題に留意しておく必要があります。

7.他大学発ベンチャーの株式等保有と兼業

Q 他大学で大学発ベンチャーをつくりましたが、退職して筑波大学に就職し、現在このベンチャーでアドバイザーの兼業をしています。このベンチャーにさらに出資（株式等の取得）をしたいと考えていますが、利益相反問題はどのようにしますか。

A 他大学発ベンチャーであるとはいえ、本学教員がアドバイザーに就任して引き続き密接な関係を持っており、その意味で当該ベンチャーは本学利益相反規則 10 条 1 項 2 号に規定する企業等に該当します（本学関連の企業となります。）上記企業等の株式等（株式が未公開か公開かを問わない。ただし、未公開株式にあつてはすべて。公開株式にあつては、発行済み株式総数の 5 % 以上に相当する場合に限る。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。）を保有（当該年度前に取得した株式等の保有を含む。）している場合は、報告義務の対象としています。また、企業等からの報酬の年間総額が、本学教員のアドバイザーとしての報酬を含めて 100 万円以上である場合は、これについても学長に対する報告義務が生じることになります。（これについては、当然のことながら別途兼業の承認手続が必要です。）

8. 大学発ベンチャーの株式等の売却

Q 筑波大学発ベンチャーに保有している未公開株式の売却の予定があります。具体的には、当該ベンチャーを清算する旨の連絡があり、そのために各株主から株式を買い取りたいとの要請を受けたものです。買取り価格については、全員出資額の半額（50％）で了解をお願いしているとのこと。このような場合、本学の規則上どのような義務がありますか。

A 本学利益相反規則では、筑波大学の研究成果の移転を受けたり、筑波大学と共同研究を実施したりしたことなどがある企業について、株式等を保有している場合に、学長に対する報告義務があることを規定しています。同規則 10 条 2 項では、報告したものに変更があったときは随時学長に報告しなければならない旨定めています。したがって、年度途中で買い取ってもらった場合ではその旨報告してください。

なお、職員倫理規則では、利害関係者から未公開株式を譲り受けることを禁止しています。

役員就任

9. 大学発ベンチャーの役員就任と発注の会計手続

Q 大学発ベンチャーである株式会社 A の外部取締役として兼業をしている教員 B が、研究用途で同社から機器をレンタルします。本レンタル契約の財源は、利害関係のない別の財団からの助成金で、教員 B あてに寄附金として提供されたものです。レンタル契約に係る「購入依頼」・「仕様書」作成など、一切の手續に教員 B が介入しないようにすれば、この研究費で支払うことが可能だと思いますが、契約財源の寄附金の予算管理者（FAIR による予算所管名）は教員 B となるため、執行する上で財源を明記する際に氏名を記載することになります。また、仕様作成者（発注依頼者）が別の教員であったとしても、予算管理者である教員 B の承認なしにその寄附金から購入依頼することはないと思うのですが、その点では「介入」の疑いととられることはないでしょうか。契約手続をする前に契約可能である根拠を把握しておきたいので、見解をおたずねします。

A 執行する上で財源を明記する際に記載する氏名については、予算管理者である教員 B とすることは、利益相反上の問題はないといえます。根拠については次のとおりです。

今回教員 B の関係で利益相反が問題となり得るのは、同教員が株式会社 A より機器をレンタルするに際して、株式会社 A と筑波大学の間でレンタルに関する契約を締結しなければならないことと、同教員が兼業により株式会社 A の社外取締役に就任し、報酬を得ていること（株式を保有している場合なども同様です。）です。つまり、この両者の間に教員 B に係る利益相反が生じているのではないかと、ということが問題となります。

上記の記述から利益相反が問題となるのは、株式会社 A の機器を教員 B の研究のために選定することであるといえます。一般に、国立大学法人において、製品を調達する場合には、その過程において、二種類の異なった行為が行われます。つまり、支払の原因となる契約の締結行為と支払行為そのものです。

国や地方公共団体の会計において、支出負担行為と支出命令が区別されるのと同様です。利益相反問題が起り得るのはこの支出負担行為に係る部分です。

教員 B に関して利益相反上注意しなければならないのは、契約の部分であり、特に契約の相手方の選定に係る行為です。これに関しては、選定の客観性が担保されるよう、その手続過程において、できる限り第三者において判断されるように努めなければなりません。

選定の客観性が担保されているのであれば、実際の支払に関して、その出金のために教員 B が決裁することになったとしても、それは利益相反上問題があるとはいえません。つまり、教員 B が、自分が管理する寄附金を財源としてレンタルの依頼する場合には、その依頼文書に製品名を特定せずに、例えば「〇〇のための〇〇を活用した〇〇のレンタル」のように記載すれば、利益相反問題を起こさずにレンタルの依頼をすることは可能となると考えます。

10. 外部資金職員の大学発ベンチャーの役員就任

Q 競争的研究資金によるプロジェクトで雇用されている教授が大学発ベンチャーの非常勤取締役又は代表取締役に就任することは可能ですか。

A 当該教授は外部資金により雇用された外部資金職員に該当します。外部資金職員とは、任期付で採用された職員であって、寄附金、受託研究費、競争的研究資金その他の外部資金により任用される者とされています（国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則 102 条）。外部資金職員は本学本部等職員就業規則 44 条の兼業の規定は適用されないため、通常の兼業については本学の承認を得る必要はないのですが、運用上勤務時間の管理の必要性から届出は必要として取り扱っています。ただし、営利企業の役員等兼業に関しては、社会に与える影響の大きさに鑑み、2017 年度から、兼業審査委員会の審査を経て承認を得た上で従事するように取扱いが改められました。なお、外部資金の拠出先との労務等の契約にも注意が必要です。

11. 大学発ベンチャーの複数代表制

Q 大学発ベンチャーの代表取締役に就任していましたが、筑波大学との共同研究や物品納入の契約もあるため、二人代表制を取ってきました。先日一人の代表が辞職したため、一時的に代表取締役が私一人になってしまいました。早急に後任を決定しますが、この間どのような対処が求められるでしょうか。

A 本学の教員が、自身の研究成果を活用して起業し、その企業の代表取締役を兼業している場合において、本学と当該兼業先企業とが、自身を研究代表者とする共同研究契約締結時、あるいは、物品購入契約締結時等には、複数代表制などの措置を取り、契約に関わる決裁に自身に関与しないことをお願いしてきました。

しかし、経営上の事情により、一時的に代表取締役が本学教員のみになる場合には、以下のように対応していただくことが望ましいと考えます。

1. 経営上の事情により、複数代表取締役制を取ることが一時的に難しい場合には、複数となる代表取締役の選任までの間、他の取締役に契約権限を委任することが考えられます。この場合に、利益相反に関して世間の疑惑を招かないように、例えば、取締役会において代表取締役（兼業教員）以外の取締役に大学との契約に関して契約締結権限を委任する決議を行う、ということも一案としてあり得ると考えます。

契約書等に表示される会社側の責任者名としては、取締役会で委任された兼業教員ではない役員名にて行うとともに、上記の方法を取った場合には、契約時に契約内容の決定とその締結権限を代表取締役（兼業教員）以外の取締役に与える旨を決議した取締役会議事録（該当部分のみで可）の写しを提出していただくことが考えられます。（取締役会の決議は必須ではありませんから、決議ではなく、単に代表取締役から取締役に権限が委任された場合には、委任状を提出していただくことになると考えられます。）

本質的に重要なことは、代表取締役である兼業教員を、大学との契約締結過程で実質的な意思決定に関与させないようにしていただくことです。

2. 上記に述べた趣旨から、大学側の契約手続に関しても、同様の配慮が必要になります。すなわち、契約が共同研究又は受託研究契約であるときは、その受入れを審議する各系の教員会議等では当該案件の審議の際に代表取締役を兼業している教員は退席する必要があるとあり、また、契約が物品購入契約であるときは、仕様策定や技術審査、又は、書類の決裁への関与を回避する必要があります。

12. 大学と大学発ベンチャーとの共同研究

Q 研究室の研究成果を基に、当該研究室の研究員がベンチャーを設立し、当該研究室の教授がそのベンチャーの取締役に就任した場合に、その教授と当該ベンチャーが共同研究を行うことは可能ですか。その場合に、当該教授に関して利益相反が起こりませんか。このベンチャーが行う研究開発に関しては、そもそもそれに必要な研究設備が当該教授の研究室にしかなく、しかも、ノウハウについてもその研究室で保有されています。したがって、仮に、こうした共同研究が認められなければ、ベンチャーが立ち行かないという事情があります。なお、大学とベンチャーとの間で同一人物が共同研究を行うということは可能でしょうか。

A 本学の研究成果をより一層産業界に還元することを目的として設立されたこの大学発ベンチャーは、本学にとっても研究成果を通じた社会貢献を実現するという意味で意義を有しています。したがって、大学発ベンチャーと本学教員との共同研究は、基本的には認められるべきものです。特に、日本の大学発ベンチャーの場合は、創業時に自前の施設・設備を保有していないものが多く、大学との共同研究が認められなければ、そもそもベンチャーを設立できないものが大半であるといっても過言ではありません。

ただし、上記のように、大学発ベンチャーとそのベンチャーと関わりのある大学との共同研究を認めるとしても、教員がその双方に関係している場合は、利益相反マネジメントの観点から、学外から疑念を持たれることのないよう留意する必要があります。

すなわち、大学の教員がベンチャーを設立し、当該ベンチャーの取締役あるいは代表取締役に就任している場合などであって、当該ベンチャーと大学との間で、その教員を研究担当者として共同研究契約を締結しようとする場合には、以下の措置を取る必要があります。

1. 共同研究の正当性について

当該共同研究を実施しなければ大学の研究成果が産業界に還元できなくなるなど、やむを得ない事情が存在し、世間から疑念を持たれたときに合理的な理由を説明できるようにしておくこと。

2. 契約上の問題について

代表を務めている教員等利害関係者は当該ベンチャーと大学との契約には関与させないこと。（共同研究の受入を審議する教員会議等から外れる、共同研究契約の締結の決裁に関与させない等）

3. 研究上の問題について

- (1) 上記で述べたように、本件ベンチャーの設立は、大学の研究成果を通じた社会貢献をより広範囲に実現していくためには必要なものであると考えられます。ただし、そのためには、当該ベンチャーが、単に企業を対象とした営業活動を行うことに終始するのではなく、将来的には、資金を集めることにより、自前の研究施設・設備及び研究員・技術者を備えるよう努力していくことが求められます。もちろん、このような場合の選択肢の一つとして、ある段階で、当該ベンチャーそのものを既存の企業に売却することにより、技術移転を果たすということも考えることができます。これらいずれの場合であっても、大学発ベンチャーを設立する意義は大学から産業界への技術移転を容易にすることであって、大学発ベンチャーを設立する際には、その意義を全うするよう努めなければなりません。

また、少なくともベンチャー側に自前の研究員がいて大学教員との間で共同研究の実態があることは必要であると考えられます。例えば共同研究において当該教員が大学側の研究担当者となると同時にベンチャー側の研究担当者となることは共同研究の実態が備わっていないので避けるということです。これを認めれば、当該教員が発明等の知的財産を生じた場合、大学と企業といったどちらの立場で発明等をしたのか、ということなども問題になります。当該教員はどちらかの研究者にしかなく、当該教員は本務である大学側の研究者として研究に取り組むというのが通常です。毎日ラボノートに研究活動を記録して、通常の大学の研究として行ったのか共同研究の中で行ったのかということが明確に判別できるようにすることも必要です。仮に、大学側の研究担当者以外にベンチャー側に技術者・研究者がない場合には、そのような実態が一時的なもので、契約後速やかに研究員が採用される予定であるなどの特別の事情がなければ、共同研究契約を認めることは困難であると考えざるを得ません。

(2) 研究成果発表の時は利害関係を開示して透明性を図ることも必要です。

4. 活動全般について

通常の兼業でもいえる一般的なことですが、当該教員は大学の教員としての活動と企業の代表者としての活動を峻別することが求められます。共同研究そのものの以外の企業の私的な活動を大学の施設設備を利用して行うなど混同するようなことがあってはなりません。これは、大学発ベンチャーに限ったことではありませんが、企業側の研究者が何らの手続もせずに大学の教員側の研究室に入り、その設備・消耗品などを使って研究するなどのことが起こりやすいので、注意する必要があります。このような場合には、大学側は企業等共同研究員として研究料（筑波大学の場合年額約 40 万円余り）の支払を受け入れることが必要です。大学発ベンチャーの起業関係者は特に利害関係に疑念を持たれやすいので、細心の注意を払って取り組むことが必要です。

13. 自らが代表を務める大学発ベンチャーへの業務委託

Q 医師主導型多施設共同研究として、製薬会社 A と研究代表施設（B 国立大学）が共同研究契約を結び、画像解析については筑波大学で担当。B 国立大学と筑波大学との共同研究契約は締結していません。当該業務を画像解析の責任者である教員 C が設立予定の大学発ベンチャーである合同会社 D に委託することは可能でしょうか。当該解析費用は寄附金として筑波大学に入金した後合同会社 D に発注する予定です。

A 合同会社 D については、以下のように、いくつかの問題点があり、それに対して、それぞれ提案したような対応措置を取る必要があると考えます。

1. 合同会社 D 設立に伴う学内手続について

本学兼業マニュアルによれば、以下のような手続が必要です。「(2) 営利企業の役員等兼業営利企業の役員等（発起人を含む。）の職を兼ねることは、次の場合に限り、兼業審査委員会の審査を経て認められることがあります。

①研究成果活用企業の役員、顧問、評議員など（研究成果活用兼業）（以下省略）」（兼業マニュアル p.4）
設立を予定している会社が合同会社であり、教員 C が代表社員になるのであれば、「営利企業の役員等」に該当し、本学の兼業審査委員会（総務部組織・職員課担当）の審査を受ける必要があります。

2. 筑波大学への資金提供の形態について資金の流れは次のようになっており、かつ、それは寄附金の形態を取るとされています。

「資金の流れ

(1) 製薬会社 A → B 国立大学 → 筑波大学 → 合同会社 D

(2) 製薬会社 A → 筑波大学 → 合同会社 D」

しかし、このように実質的に研究を委託する事業を製薬会社からの寄附金で行うことには問題があります。2013 年 12 月 20 日付けの日本学術会議臨床医学委員会臨床研究分科会の提言「臨床研究にかかる利益相反（COI）マネージメントの意義と透明性確保について」においても、「(4) 研究者主導臨床試験は、原則として奨学寄附金ではなく、委託研究費、共同研究費などの形で受け入れなければならない。」（p. v）とされています。

また、相談にあるとおり「医師主導型多施設共同研究として、製薬会社 A と研究代表施設（B 国立大学）が共同研究契約を結び、画像解析については筑波大学で担当」という事業スキームであれば、研究代表施設（B 国立大学）と筑波大学の関係も共同研究契約又は受託研究契約であるべきと考えられます。

なお、2018 年 4 月 1 日施行の臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）32 条では、「特定臨床研究を実施する者に対し、当該医薬品等製造販売業者が製造販売をし、又はしようとする医薬品等を用いる特定臨床研究についての研究資金等の提供を行うときは、当該研究資金等の額及び内容、当該特定臨床研究の内容その他厚生労働省令で定める事項を定める契約を締結しなければならない。」と定められました。

3. 筑波大学と合同会社 D との関係について「事業計画書概要」によると、研究代表施設（B 国立大学）と研究事務局（株式会社 E）との間に業務委託契約が締結され、同事務局と合同会社 D（教員 C 以外に従業員（研究員）がいるということが前提）との間にも業務委託契約が締結されるとのことです。そうであるならば、

合同会社 D が行う画像解析に必要な資金も業務委託契約により研究事務局から合同会社 D に直接入るべきものと考えられます。そして、その場合に、筑波大学が B 国立大学との受託研究契約等により責任を負うのは、合同会社 D に対する技術指導に限られる（あるいはデータの提供と解析依頼及び技術指導でも差し支えない。）というのが、実態に合致した契約であろうと思われます。このような契約形態であれば、同社を設立した教員に関して、利益相反問題が生じたとしても大きな問題とはならないだろうと考えます。

なお、臨床研究法施行により臨床研究における利益相反マネジメントの運用方法については、厚生労働省から「臨床研究法における臨床研究の利益相反管理について」(厚生労働省医政局研究開発振興課長、平成 30 年 3 月 2 日) が示されていますのでご留意ください。

大学施設利用

14.大学発ベンチャーが大学の施設使用を認められる場合

Q 大学発ベンチャーは、どういう場合に大学の施設を使用できますか。

- A**
1. 大学発ベンチャーが本学の施設を使用できる場合として、国際産学連携本部が実施している産学連携推進プロジェクトに採択された場合が考えられます。産学連携推進プロジェクトには、現在「ベンチャー創業」と「共同研究」の二つのタイプのプロジェクトがありますが、これらはいずれも施設使用責任者は本学教員ですが、例えば、「ベンチャー創業」はプロジェクト期間中にベンチャーを設立する場合があります、そうした場合には、プロジェクト期間中にその同一の研究室・実験室にベンチャーが同居することが認められています。また、「共同研究」プロジェクトにおいては、大学側の研究担当者である教員が使用を認められている研究室・実験室をベンチャーが使用することを認められています。
 2. 上記以外に大学発ベンチャーが本学の施設を使用できる場合として、本学財産管理規則（平成 30 年法人規則第 29 号）別表第 3（第 10 条関係）に「(8) 法人の研究成果を活用した事業（当該事業に係る創業の準備を含む。）を行う民間事業者又は個人に当該事業の用に供するために施設を使用する場合」という規定があります。つまり、本学の研究成果を活用する大学発ベンチャーなら本学の施設の貸付けを受ける可能性があるということになります。この場合の「民間事業者又は個人」は大学発ベンチャーに限らず、他の事業を行っている企業であっても、本学の研究成果を活用した事業を行う企業で、その事業のために本学の施設を使用しようとするものであれば貸付けを受けることができます。
 3. なお、これは大学発ベンチャーに限りませんが、国立大学法人法の一部改正で 34 条の 2 として、次の規定が追加されました（平成 29 年 4 月 1 日施行）。
(土地等の貸付け)

第 34 条の 2 国立大学法人等は、第 22 条第 1 項又は第 29 条第 1 項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該国立大学法人等の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、当該国立大学法人等の所有に属する土地等であって、当該業務のために現に使用されておらず、かつ、当面これらのために使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

これにより、教育研究活動に支障がない範囲で文部科学大臣の認可を受ければ相手方が民間営利企業であって国立大学法人の業務と関係しない業務を行う場合であっても土地等の貸付けが可能になりました。

15.大学発ベンチャーが主催する研修会のための大学の施設使用

Q 筑波大学の教員として大学発ベンチャーを起業し、現在その代表取締役を兼業しています。この大学発ベンチャーが主催する研修会で筑波大学の施設を有償で利用したいのですが、そのようなことは可能ですか。この大学発ベンチャーは、本学の研究成果を全国に普及するために設立したもので、開催を予定している研修会も、この研究成果の普及を目的としたものです。研修会の受講は有料ですが、その料金は、例えば省庁主催の事業と同等のものであり、不当に高いということはありません。

A 講演会、研究会について本学主催ではなく本学の施設の一部を外部の者に貸し付ける場合については、本学財産管理規則（平成 30 年法人規則第 29 号）別表第 3（第 10 条関係）（11）において、講演会、研究会等で使用する場合であって、営利を目的としない場合に貸し付けることができると規定されています。本件の場合は、質問の趣旨にも記載されているとおり、当該大学発ベンチャーが主催する研修会は、本学の研究成果の普及を目的として行われるものであり、このような研修会の開催は、本学にとっても利益をもたらすものであると判断できます。研修会の受講は有料であるとしても、料金が省庁主催事業と同程度であれば、必ずしも営利を目的としたといえず、本学の研究成果の普及を目的としているものであり、受益者にも相応の負担を求めた結果、収益を伴う事業となった、という考え方も可能であると判断します。

その他

16. 大学が大学発ベンチャー内で行うシンポジウム

Q 本学主催のシンポジウムを開催する場所を探したところ、どうしても適当な場所を確保することができないので、本学発ベンチャーが保有する施設内の会議室で開催することとしたいのですが、利益相反の関係から見て問題がありますか。

A まず、インターネット上の案内やチラシ、ポスターなどにおいては、本件シンポジウムが本学主催であることを明記し、単に場所が本学発ベンチャー内の施設であるにすぎないことが分かるようにしておくことが必要です。また、会議室等の使用に当たっては、使用料を当該ベンチャーに支払い、それらを請求書や領収書等で明らかにしておくことも必要です。さらに、当該ベンチャーが事業化の事例として当該シンポジウムで研究発表を行うのはやむを得ませんが、シンポジウムの中で当該ベンチャーの商品の宣伝等を行うことは行き過ぎであると思われます。

17. 大学発ベンチャーからの寄附金等

Q 大学発ベンチャーから大学へ寄附することは不都合ですか。

A 大学発ベンチャーから寄附があること自体に不都合はありません。教員が自らの研究に使用するために大学に寄附をすることは、例えば、教員が個人的に企業から受けた寄附金があるときなどは、会計上の問題として透明性を確保するためにむしろそのようにするべきであるという取扱いがなされています。教員が大学発ベンチャーを設立し、それが利益をあげたときに、その利益を自らの研究に使用する目的で当該ベンチャーから大学に寄附することは、何ら問題がないと考えます。教員が兼業により得た報酬を個人的に大学に寄附する場合も問題はありませぬ。これらは、大学に寄附することにより透明化され、また、その用途については、大学の事務部門で経理を行い、研究に関係するもののみに使用されることが担保されるからです。

ただし、同企業を含めて兼業等により年間合計 100 万円以上の個人的な利益があるときは、透明性を確保するために、学長に対する報告義務があります。

例えば寄附金をもらっている会社から兼業報酬を受領している場合に、責務相反、つまり、時間やエネルギーをその会社に使えば、狭義の利益相反、すなわち、その会社の利益のために大学の設備を使ったりして便宜を図っているのではないかと世間から疑惑を持たれるおそれがあり、そのようなときに、大学が、きちんと本人から報告を受けていて承知していることだから、そのような心配がないことを説明することができるようにしよう、というものです。つまり、利益相反マネジメントとは、世間から疑惑を持たれないように、大学が、教員と大学自身を守るためのものです。それも、兼業報酬や特許権等の譲渡利益等が合計して、年間 100 万円未満であれば、何も報告の義務はありません。以上が利益相反マネジメントの狙いと報告義務のある範囲についての説明であり、筑波大学の場合は他大学に比較して、報告義務の範囲が限定されたものとなっています。

なお、大学発ベンチャーに関係している教員は、当該ベンチャーから寄附金を受け入れる場合の大学の審査には関与しないことも重要です。

18.大学発ベンチャーが成功した場合の問題

Q 職務発明について、発明者に返還された特許を基に設立した大学発ベンチャーが、成功して多額の収益を上げた場合に、利益相反との関係はどのように考えればよいのでしょうか。

A 筑波大学では、個人保有の特許を基に起業した大学発ベンチャーが多額の収益を上げたとしても、次の2点がなされれば、世間の理解も得られ、透明性も確保できるので問題はありません。

1. 大学発ベンチャーに関与している教員の兼業の手続きがきちんとして行われていること。
2. 筑波大学との間の特許を受ける権利の返還契約書の条項を厳守すること。

ただし、1年間の兼業あるいは特許権等の収益が100万円以上であるときや未公開株式を1株でも保有している場合等には、学長に対して報告する義務があります。これらのことがきちんとして行われれば、何の問題もなく、むしろ、産学連携の成功事例として、筑波大学の成果の一つとなり、本学にとっても大きな利益となります。

19.大学発ベンチャーの役員としての平日の講演時の兼業手続

Q 私は大学発ベンチャーの代表取締役社長をしており、その兼業の承認は受けていますが、平日に講演に行くことは、この役員兼業の承認の中に含まれているのでしょうか。ちなみに、役員兼業については、当該大学発ベンチャーの業務を、平日の勤務時間外又は土日に行うことで申請し、承認を受けています。

A 本事例の場合、兼業については、講演に出かけることも代表取締役の職務として兼業申請書に明記されているので、この点は問題がありません。ただし、同じ申請書の中で、代表取締役としての職務については勤務時間外に行うことが明記されているので、平日に講師として出かける場合には、この兼業承認の範囲を超えるおそれがあります。したがって、講演についても個別に兼業の承認を得ておくようにすれば、代表取締役としての兼業承認の範囲を超えているのではないかという懸念を払拭することができます。

20.教員が代表者である大学発ベンチャーから大学への研究員の派遣

Q 教員が代表をしている大学発ベンチャーで雇用した研究員を大学へ派遣して研究に参加させることは可能でしょうか。その際、大学から派遣費用として人件費を当該ベンチャーに支払うことは可能でしょうか。費用は科研費から支出する計画です。

A

1. ベンチャーで雇用した研究員を大学へ派遣して大学から人件費を当該企業に支払う方法としては、労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号））に基づく労働者の派遣によることが考えられます。この場合、当該ベンチャーが労働者派遣事業について厚生労働大臣の許可を得ることが必要となりますが、この許可を得るためには財務条件が決められているほか、手続も煩雑で、相当ハードルの高い方法となります。
2. ベンチャーで雇用されている研究員を大学での研究に参加させるために、非常勤研究員として大学で直接雇用することは可能です。しかし、この場合は、大学から当該研究員に直接賃金を支払うことになります。
3. 以上、いずれの場合でも、当該ベンチャーが教員が代表をしている企業であれば、当然利益相反の状況になり、その研究員でなければならない合理的な理由を求められることになり、それを対外的にも十分説明することができなければ、雇用できないということになります。
4. 上記「1」及び「2」以外の方法としては、教員の科研費の事業の中で、ある程度まとまった事業について、当該ベンチャーに大学から委託することが考えられます。なお、科研費の直接経費の使用内訳については、交付決定を受けた各年度の直接経費の50%の範囲内であれば日本学術振興会の承認を経ることなく変更することができます。ただし、この場合でも、利益相反状況にあり、その企業に委託することについて合理的な理由があることを対外的に十分説明することができなければ、利益相反問題をクリアしたことにはならないので、この点について留意する必要があります。

5. 以上いずれの方法による場合でも、そうしなければならないことについて合理的な説明が要求され、それをクリアできなければ、利益相反の観点から実施することが困難ということになります。

21.大学発ベンチャーの貿易上の留意点

Q

大学発ベンチャーの製品を外国も含めて販売する場合には、どのような制限が付きますか。

A

外国に製品を販売する場合には、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）の規制を受ける場合があることに留意しなければなりません。外国為替及び外国貿易法 48 条 1 項に基づき、「特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物を輸出しようとする者」は、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。特定の仕向地や特定の種類の貨物については、政令である輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）の別表第 1 で、大枠が定められています。

技術の提供を目的とする取引については、次の二つの場合が規制されています。

1. 外国為替及び外国貿易法 25 条 1 項（前段）に基づき、特定の種類の貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者若しくは非居住者は、経済産業大臣の許可（役務取引許可）を受ける必要があります。
2. 外国為替及び外国貿易法 25 条 1 項（後段）に基づき、特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者は、経済産業大臣の許可（役務取引許可）を受ける必要があります。特定技術や特定国については、政令である外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）の別表で、大枠が定められています。

なお、筑波大学発ベンチャー代表者宛ての文書「安全保障輸出管理の徹底のお願い」も一読してください。

https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/Notice_202303exportcontrol_venture.pdf

22. 共同研究成果に関わる大学名称・大学写真の使用や教員のコメント発表

Q 共同研究の相手方企業が、共同研究成果に関わる商品に大学の名称、大学の写真を使用したり、教員のコメントを発表したいといっています。どのような制限がありますか。

A 本学と企業との共同研究成果を、企業が商業的に使用することに関しては、本学の名称及び校章や本学教員の職名が特定の商品の宣伝に使用され、それにより本学や本学教員に対する社会的信頼が損なわれるおそれがあり、極めて慎重に対処する必要があります。また、他方では、企業との共同研究は、本学にとって社会や企業のニーズを直接知るよい機会となり、研究の機会の拡充につながるとともに、教育上の意義をも有するものです。

まず、企業が筑波大学と共同研究を行い、その成果に基づいて製品を開発して販売しようとした場合については、企業によっては販売促進のためその製品に「この製品は、筑波大学と共同で開発してつくられた」という趣旨の記載を希望する場合があります。このように、本学と企業との共同で製品が開発された場合に、当該製品にその旨記載することについては、以下の理由により認めて差し支えないものと考えられます。

1. 当該製品が本学と企業との共同開発の成果である場合に、そのことを企業の製品に記載することは、事実を記載しているものであること。
2. 本学の研究成果を通じた社会貢献の実態を広く世間に知らせることとなり、本学にとっても有益であること。
3. 当該製品の販売は企業による本学の研究成果の利用であって、世間から見た場合に本学が直接営利事業を行っていると受取られるおそれは少ないこと。
4. 本学の立場は製造業者等とは明確に区別され、製造物責任法による責任等を本学が直接負う結果とはならないこと。(本学が製造業者等との誤解を受けるような表記としないことにも注意が必要。)

企業による筑波大学の名称使用を認める場合の条件については以下のとおりです。

- (1) 本学と企業による共同開発であること、かつ、共同研究契約書において、その旨が明記されていること。
- (2) 本学と企業との間で締結する技術移転契約において、筑波大学と企業との共同開発という趣旨の記載を製品に付することを認めること、また、その具体的な表記の仕方については両者で協議の上決定することを明記すること。
- (3) 共同開発である旨の記載については、本学から企業への特許・ノウハウ等の技術移転料の中に含めて使用料を取ること。

(以上、「企業による筑波大学の名称使用について」(平成18年7月20日付け運営会議了承)より)

なお、上記(3)において、筑波大学の名称使用料を取ることについてですが、企業が大学の名称を使用しようとする場合、大学のブランド力を利用して売上げを伸ばそうとする意図である場合が通常です。しかし、大学のブランド力は大学自身が築き上げたものであって、企業努力や企業の投資によって生み出されたものではありません。したがって、大学の名称使用によって売上げが伸びた分についてはそのまま企業の収入とするのではなく、その一部については大学に還元し、大学の研究や教育活動に充てるべきであるという趣旨からです。国民の税金が多額に投じられている国立大学法人としては、特定の企業のみが大学のブランド力を利用することについての対応策の一つとして、名称使用料を取ることには合理的な理由があります。

これに対して、製品に対する筑波大学の関与が単なる効果検証(計測・測定及び分析・検証等)である場合には、たとえそれが本学と企業との共同研究として行われたとしても、その場合には、以下の「効果検証の場合の共同研究成果の商業的使用に関して」の四つの条件が適用されることになります。つまり、製品に対する筑波大学の関与が単なる効果検証(計測・測定及び分析・検証等)である場合には、共同研究成果報告書(実績報告書に同じ。)に記載された科学的検証結果を企業が商品の宣伝広告物に記載することを認め、

それについて特段の料金を取ることはありませんが、下記 (1) から (4) までの記載したような厳しい条件が課されることになるということです。この場合、下記 (1) は特記されていることから、(2) の本学の名称使用禁止の例外となり、(2) は、それ以外の場合における本学の名称等の使用を認めない趣旨です。共同研究成果報告書（実績報告書）に基づく記載の仕方としては、例えば『筑波大学（〇〇系〇〇教授）との共同研究によれば、この製品に関して、以下の実験結果が出ています。以下実験結果を記載』のようになります。

共同研究の相手方からこのような申出があった場合は、筑波大学と事前に協議し、筑波大学が認めた表記方法で行う必要があります。

「効果検証の場合の共同研究成果の商業的使用に関して」

- (1) 共同研究成果については、共同研究成果報告書に基づき、科学的に正確に記述されることを条件に、企業が商品の宣伝広告物に記載することを認める。ただし、それにより本学や本学教員が特定の商品を推奨しているような誤解を与える使用の仕方をしてはならない。
- (2) 企業は、特定の商品の宣伝のため本学の名称や校章を使用してはならない。
- (3) 本学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方での特定の商品に対するコメントを発表してはならない。
- (4) 本学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方での共同研究成果に関するコメントを発表してはならない。

(以上、平成 17 年 12 月 7 日付け利益相反防止委員会決定より)

23.効果検証の受託研究に関わる大学の名称使用

Q

企業から農産物の成分の効果検証に関する受託研究の申込みがありました。受託研究の終了後、企業側は、受託研究の成果である研究データを何らかの形で「筑波大学の研究データ」として外部に公表したいとの意向です。

1. 「共同研究」の成果に係る大学の名称使用の制限等については、Q&A の No.22 に記載されていますが、「受託研究」の場合もこれが準用されますか。
2. 大学の名称使用を許可する場合には、「使用料」を取るべきでしょうか。

A

1. 「共同研究」の成果に係る大学の名称使用の制限等の「受託研究」への準用について

Q&A No.22 の回答では、「効果検証の場合の共同研究成果の商業的使用」を取り上げています。企業から依頼された効果検証に係る研究に関しては、共同研究の形態の外、当然受託研究による研究の遂行も予想され、したがって、効果検証に関しては、この Q22 の回答を受託研究にも類推適用することができます。

2. 効果検証の場合の成果の商業的使用の名称使用料について

Q&A No.22 の中で、大学の名称使用について使用料を取ることを想定しているのは、本学が企業と特定の製品を共同開発した場合であって、この場合には、企業が製品を製作・販売するにあたって本学から企業への技術移転が行われているはずであり、したがって、この技術移転料（特許権のロイヤリティ収入など）の中に大学の名称使用料も含めて取ることとしています。

しかるに、本件の場合は、農産物の成分の効果検証が研究テーマであり、製品の共同開発ではありません。この場合に関しては、Q&A No.22 に「(受託研究) 成果報告書に基づき、科学的に正確に記述されることを条件に、企業が商品の宣伝広告物に記載することを認める」旨記載されています。

企業が支払う受託研究費は本学が行う研究に必要な経費であり、その研究成果を商品の宣伝広告物に科学的に正確に記載するのであれば、それは受託研究費の効果として企業が享受できるものであり、当該行為（受託研究の成果を広告宣伝物に記載すること）の対価は企業が支払った受託研究費の中に含まれていると考えられるので、この場合には、本学の名称使用に関してさらに使用料を取ることは想定していません。それは殊更筑波大学の名称を用いて宣伝をするというよりは、いわば、研究成果をまとめた論文の引用のような様相で使用を認めるという形態になります。

また、上記のような形態で本学の名称を使用しようとする場合は、必ず事前にその案を本学に提示し、協議の機会を設けるようにすることが必要です。なお、生鮮食品であっても栄養成分の表示は消費者庁のガイドラインなどに沿って虚偽誇大表示とならないように記載する必要があります。（「食品表示法に

基づく栄養成分表示のためのガイドライン第5版」(消費者庁食品表示企画課、令和7年4月)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/nutrient_declaration/business/assets/food_labeling_cms206_250403_12.pdf など参照)

24.共同研究の成果である試作品への名称使用

Q 企業との共同研究(経費無・分担型)でサプリメントの開発をし、その成果物である試作品に本学の名称を使用してもよいでしょうか。現段階では商品化されておらず、無料、非売品で、スポーツ選手向けに配布する予定です。この製品には、会社名及び品名のほか、UNIVERSITY of TSUKUBAのように、本学の名称が使用されています。

A 本学と企業との間で締結された共同研究契約書によれば、企業との間で研究成果のフィードバックを行いながら研究開発が行われてきたものと推測され、したがって、その成果物に関しては、平成18年7月20日付け指針「企業による筑波大学の名称使用について」(運営会議了承済)(Q&A No.22 参照)による、本学と企業が共同開発した製品に該当すると考えられます。しかしながら、本製品は現段階では商品化されていないので、この指針の直接の適用はありませんが、その趣旨に沿って今回の件についても判断するべきものと考えます。すなわち、本学と企業が共同で開発した製品に本学の名称が記載されることは、本学の研究成果を通じた社会貢献の実態を広く世間に知らせることとなり、本学にとっても有益です。企業により無償配布される製品における本学名称の記載の仕方について指針等は存在しませんが、現在記載されている仕方で特に問題があるとは考えません。

ただし、本サプリメントは健康食品であり、薬機法・景表法に基づき、効果等について誇大な広告にならないよう十分注意が必要です(Q&A No.38 参照)。この場合、筑波大学の名称の使用のされ方が単に科学的に正確であることのみならず、名称が使用されている場所など全体の態様から消費者の誤解を招くような表示とならないようにすることも重要です。

今後本件製品が企業により商業化される場合には、前記指針の履行とも関係するので、担当部署は、再度利益相反アドバイザーと協議してください。

25.成果物の無償配布時の名称使用等

Q 共同研究先の株式会社Aが成果有体物(特許出願中)由来の物質B(特許出願中)を、OEM先に素材として移転して製品Cを製造させ、これを全量買い取って、本年の株主総会で株主に無償配布するという企画を提案してきました。製品Cの配布時に筑波大学との共同研究について簡単な説明宣伝の資料をつけたいと思います。本件について利益相反問題とパブリシティ権について整理をしたいと考えます。

A 本件は、共同研究を行った教授のパブリシティ権についても問題にされているようですが、これについては以下のように考えます。

国立大学法人の教員である教授の人格権の一部としてのパブリシティ権については、学術又は非営利の分野での事柄に関しては、個々の教員の判断が第一に尊重され、通常はそれに従って最終決定がなされるものと考えます。

なぜなら、大学教員の場合、学術又は非営利の分野での活動の場合、教員個人の専門的業績に関する評価又は信用と密接に結びついており、したがって、学問の自由が保障される専門分野での研究活動とも不可分に繋がっており、換言すれば、教員個人の研究の自由の一部としての発表の自由(発表するかどうか、どのような発表の仕方をするかについての自由)と表裏の関係にあるとも考えられるからです。その結果、教員個人の判断が第一に尊重されるべきであるということになります。

これに対して、営利の分野での事柄に関しては、教員個人のパブリシティ権が認められるのは当然のこととして、それだけではなく、ここでは、大学自身の名誉や信用が危険に曝される可能性がありますので、大学の判断が求められるべきものと考えます。このため「企業による筑波大学の名称使用について」(平成18年7月20日付け 運営会議了承済)(Q&A No.22 参照)にありますように、一定の手続や要件が求められることになります。(大学の判断が求められるというのは人格権の一種として認められているパブリシティ権の問題でないのは明らかであり、通常このような場合に関しては、商標法や不正競争防止法に基づく保護等

が考えられますが、実務的にはそれ以前に共同研究契約や技術移転契約等においてその根拠を規定しておくべきものです。) 以上の結果、本件については、以下のように考えます。

1. 利益相反の問題として考えた場合には、本件は、株式会社 A と本学教員との間での「共同研究時に筑波大学保有の成果有体物を株式会社 A へ貸与し、大量生産及びシステム化技術を指導し、継続的に当該物質 B の回収を可能にした」ことから、抽出された物質 B を株式会社 A から別のメーカーに提供して製品 C が OEM 生産されるものであるもので、現在明らかとなっている事柄の範囲内では、特に利益相反の問題は起きていません。ただし、仮の問題として、当該別のメーカーが薬機法上必要とされる臨床試験を本学附属病院に委託してきた場合には、利益相反問題が起こり得る可能性があります。
2. 製品 C の「説明宣伝」の記載については、担当教授が当該有体物を発見したこと及びその指導によって物質 B を抽出したことは事実であり、また、それは共同研究の成果であると考えられるので、このような事実関係を宣伝資料にそのまま記載することは認められます。ただし、商品の販売（無償提供を含めて）に関連して本学の名称が使用されることとなるので、「企業による筑波大学の名称使用について」（平成 18 年 7 月 20 日付け 運営会議了承済）（Q&A No.22 参照）にあるように、相手方企業との間で出願中の特許に関して実施許諾契約を締結し、その中で、技術移転料に含めて名称使用料を取ることが必要になります。なお、製品 C が医薬部外品にしても化粧品にしても、医薬品等適正広告基準などを遵守して表記することが必要です。

26. 共同研究実施中の宣伝

Q 株式会社 A から筑波大学へ食品成分の機能解析についての共同研究の申込みがありました。共同研究開始後に宣伝効果を狙って、例えば試供品の瓶に「筑波大学と共同研究中」といったラベルを貼ってもよいものでしょうか。

A 「筑波大学と共同研究中」と書く際には、その前に「〇〇について」という文言を入れたいといってくる可能性が高い。そうでなければ宣伝にならないからです。しかし、このように「〇〇について筑波大学と共同研究中」と書くことについては、以下のように問題があります。

1. この「〇〇について」は、「栄養機能食品」の成分のことをいっているのか、あるいは、「特定保健用食品」のことをいっているのか不明で、それによって考え方が異なってきます。後者に関しては、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の規定により、消費者庁長官の許可を取らなければ記載することが認められないことになっています。
2. 「〇〇について筑波大学と共同研究中」という記載は、一見事実であり問題のないように見えますが、それについて「筑波大学と共同研究中」とであると記載することによって、消費者にあたかもこの「〇〇について」効能がある、あるいは、成分として含んでいることが間もなく事実として証明されるかのよう誤解されるおそれがないとはいえません。少なくともこのように記載したいということは、消費者に誤解されることを期待していると受け取られても仕方ありません。
3. 「〇〇について」が特定保健用成分についていっている場合は、上記「2」の理由により、健康増進法の規定に対する一種の脱法行為として認められません。また、「〇〇について」が栄養機能成分のことをいっている場合には、筑波大学の方針として、結果が出ないかもしれないことを結果が出る前に筑波大学の名称を付して記載することは認められないということになります。

以上のように、結論としては、認められない、というのが対処となります。なお、一般に共同研究実施中の宣伝について整理すると次のような見解となります。

- (1) 本学と企業が共同研究を実施しそれが進行中（まだ成果が出るかどうか不明）の段階で、当該企業が特定の商品の販売促進用広告物にその商品に関連する共同研究を本学との間で遂行中であることを掲載することは、理論的に考えても、その共同研究と当該特定商品との関係が判明していないので、通常あり得ません。
- (2) これに対して、企業が本学との共同研究を開始したこと、あるいは、遂行中であることを、プレスリリースに掲載したり、会社のホームページや会社そのものの紹介パンフレットに掲載したりすることは、通

常あり得ることであり、本学としてもこれまで認めてきました（通常数行で発表する程度）。

- (3) これまで本学における企業との共同研究成果の取扱いに関しては、効果検証の場合の平成 17 年 12 月 7 日付け利益相反防止委員会決定と、本学と企業との間の製品の共同開発の場合の平成 18 年 7 月 20 日付け運営会議了承済「企業による筑波大学の名称使用について」が存在します（Q&A No.22 参照）。これらは、いずれも、共同研究が終了し、一定の成果が出た段階で、その成果に関して、効果検証の場合は、厳格に共同研究成果報告書に基づき科学的事実を記載することを認め、本学と企業による共同開発の場合は、むしろ積極的に共同開発の事実を特定の商品の広告物に記載することを認めています。この両者の基準に共通するのは、筑波大学の名称使用に関しては、本学が責任を負うことのできる事項とその範囲が明確な場合にのみそれを認める、という考え方です。共同研究が終了して一定の成果の出た後に、その事実を科学的にパンフレット等に掲載することは、十分にあり得ます。
- (4) 結論として、共同研究が現在進行中である場合には、広告宣伝物に筑波大学の名称を使用することを認めることはできません。

27.共同研究の成果である商品における「監修」の使用

Q 共同研究の成果である商品に「筑波大学〇〇講師監修」と記載することは問題がありますか。この共同研究においては、既に商品のアイデアについては企業側で特許申請をしており、教員側は解析アルゴリズムと実運用についての共同研究を実施したものです。

A 当該共同研究による本学教員の関与は、「解析アルゴリズム及び実運用」に関する研究に限定されたものです。これに対して「監修」とは、商品全体に対して専門的知見の下にその品質に対して一定の保証を与える行為であると認められます。したがって、商品に「筑波大学〇〇講師監修」と記載することは、実態と齟齬を来しており、本学として認めることはできません。

結論は以上のとおりですが、「監修」という文言を商品等の宣伝に使用する場合には注意が必要です。上述のように、相手方の活動の成果に対して一定の価値又は水準を保証するという効果や機能が社会通念上生じる可能性があります。すなわち、そこには、どうしても監修者が責任の一端を担うことがあり得る（責任の主体は相手方にありますが）概念であるということが出来ます。民間企業や団体の活動に対して国立大学法人自身が責任を負うということは通常ありませんから、監修を行うという場合は、これまでも原則として、個人が兼業により実施してきました。つまり、特定の民間企業の出版物や商品等に筑波大学自体が監修を行ってお墨付きを与えるということは通常ではあり得ず、したがって、筑波大学が監修を行うという場合は、例えば筑波大学が企画した出版物について大学自身が発行するのではなく、第三者に製作・発行を委託して筑波大学が監修の役割を担う、というような極めて例外的な場合にしかあり得ない形態であることに注意しなければなりません。

28.共同研究において大学の施設を使用する企業の名称使用

Q 筑波大学発ベンチャーである A 株式会社から臨床研究に関する共同研究の申込みがあり、臨床研究の実施の許可を得ました。A 株式会社は本学病院内に自費で設備投資して、ワクチン製造設備を整備します。筑波大学は、病院施設の使用について、施設利用委員会承認の上施設を提供することになりました。A 株式会社の経費負担については、光熱費の一部として年間〇万円を求めます。同社から、本共同研究に基づき、ホームページで、上記大学内設備を「A 株式会社筑波大病院ラボ」と呼称し、また、当該共同研究の A 株式会社側担当者の一人を「A (株) 筑波大病院ラボ長」と称したい旨、提案がありました。支障ないでしょうか。

A 本件については、共同研究に関する学内規則及び規程によれば、以下の理由により「A 株式会社筑波大病院ラボ」の呼称は認められないと解釈せざるを得ません。

1. 本件は、A 株式会社と筑波大学の共同研究であり、しかも、共同研究申込書によれば、企業側の研究実施場所の記載がないことから、大学において研究を実施するものであるため、国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則（平成 16 年法人規則第 41 号）2 条 2 号アに規定する「法人における共同研究」

に該当します。

2. 上記「1」によれば研究実施場所が筑波大学附属病院内であり、しかも、「法人における共同研究」であることから、研究の実施主体は筑波大学の教員となります。そこに A 株式会社の研究者が参加することができますが、その場合には、国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程（平成 16 年法人規程第 45 号）9 条の規定により、企業等に属する研究者を受け入れる場合は、「企業等共同研究員」として受け入れることとなり、かつ、研究員ごとに研究料として年額 40 万円余りを筑波大学に納付することが必要となります（同規程 10 条 1 項）。
3. 上記の場合に、A 株式会社から研究設備の受入れがあったとしても、それはあくまでも筑波大学の施設内に企業から研究設備を受け入れたものであり、共同研究において通常行われていることです（同規程 12 条 4 項）。
4. 上記を勘案すれば、筑波大学附属病院内のラボと称するものは、あくまでも筑波大学の固有の施設であり、筑波大学の施設内において、企業等に属する研究員が本学共同研究取扱規程に基づき「企業等共同研究員」として共同研究に従事したとしても、当該施設名に企業名を冠することはその根拠がなく、したがって、「A 株式会社筑波大病院ラボ」や「A（株）筑波大病院ラボ長」の呼称は利益相反マネジメントの観点からも認めることができません。

なお、2017 年に本学にネーミングライツ事業規則が制定されましたが、これは公共的機関である国立大学法人における公正性の確保のため原則として公募によるものとされています。

寄附金等

29. 寄附金等の受領と商品の宣伝コメント

Q これまで筑波大学教員として、A 株式会社から、ある研究のために使用することを目的として寄附金の提供を受けていました。この研究の成果は、学会でも発表しています。その発表は、A 株式会社製の商品を用いて、その商品使用による効果を明らかにしたものです。この A 株式会社製商品の推薦文を、所属・専攻・職種を記載して顔写真入りで、「販売促進用チラシ」、「雑誌広告」、「商品パンフレット」に掲載したいという依頼がありました。このようなことは可能でしょうか、また、問題ないでしょうか。

A 本件については共同研究契約が存在せず、特定の企業から寄附金提供されたに過ぎません。そもそも寄附金は、学外の個人や団体から本学にあてた一方的な寄附であり、片務的なものであって、本学として寄附金をその趣旨に従って使用する以外の何らの義務も存在しません。したがって、企業側は、寄附金によって行われた研究の成果を商品の宣伝等に当然に利用することができるわけではなく、利用しようとする場合は、別途本学との間で利用許諾契約が必要となります。

また、これが仮に寄附金等でなく共同研究による成果だとしても、Q&A No.22 の「効果検証の場合の共同研究成果の商業的使用に関して」にあるように、共同研究成果については、共同研究成果報告書に基づき、科学的に正確に記述されることを条件に、企業が商品の宣伝広告物に筑波大学の名称等を記載することを認めますが、それにより本学や本学教員が特定の商品を推奨しているような誤解を与える使用の仕方をしてはならないとしています。特に、以下の 1～3 の項目が遵守されなければなりません。このような定めをしているのは、本学の名称及び校章や本学教員の職名が特定の商品の宣伝に使用され、それにより本学や本学教員に対する社会的信用が損なわれるおそれがあることによるものです。

1. 企業は、特定の商品の宣伝のため本学の名称や校章を使用してはならない。
2. 本学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方です特定の商品に対するコメントを発表してはならない。
3. 本学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方です共同研究成果にするコメントを発表してはならない。

上記の理由により、結論として、本件質問に記載されている文章を本学教員のコメントとして掲載することは認められません。

30.使用中の機器についての宣伝コメント

Q 企業からある情報機器を使ってみてほしいといわれました。宣伝用のチラシなどで、筑波大学で使用されていることを書きたいそうです。ソフトウェアやシステムなどで、「利用実績：〇〇大学、筑波大学、…」などとパンフレットに書かれていることはよくあるので、大きな問題はなさそうには思います。その機器が寄附されたものだったらどうですか。自分のコメントを載せてもよいのでしょうか。

A まず基本的には、筑波大学が国立大学法人として公共的性格を有していることから、筑波大学の名称を合理的な理由なく商品宣伝に使用することは認められません。合理的な理由がある場合とは、例えば、以下の場合が考えられます。

1. 筑波大学と企業が共同で研究開発した 製品又は筑波大学からの技術移転により研究開発された製品の宣伝を行う場合

このような場合は、もともと当該製品に対して共同開発者としての筑波大学の責任があると考えられ、また、当該製品の宣伝を筑波大学の名称を使って行うことは大学の研究成果が実際に製品として使われていることを広く社会に対して提示することになり、大学としても望ましいといえるからです。

2. 筑波大学が正式な手続により購入した製品について企業がビジネス界の慣行により単に納入実績として公表する場合

このような場合は、筑波大学が当該製品を購入したことは事実であり、企業は単にその事実を対外的に公表したに過ぎず、また、このようなことは一般にビジネスの慣行として行われているので、特に問題はないといえるでしょう。

これに対して、企業が当該製品を特定の研究室に寄附し、それを当該企業が筑波大学での使用実績として公開した場合はどうかという問題があります。

大学が設備・機械・装置などの寄附を企業から受けること自体は本学の寄附金等取扱規程でも想定されており、できないことはありません。この場合に重要なことは、設備等を個人的に受け取った場合でも必ずそれを大学に再寄附するなど、学内規程に従った正式の手続を取っておくことです。そうでないと、個人的な利得と受け取られ、それを大学で使用する事自体問題であるし、さらに当該企業から多額の設備等を同じ研究室で購入した場合などは賄賂と受け取られかねないという懸念が生じたり、税金の問題が生じたり、あるいは、公正な競争が阻害されているという判断がなされる心配もあります。

このように寄附する側の企業と大学が特別の関係にないような場合は、当該企業から設備等の寄附を受けることは差し支えないと判断されます。そうした場合に、企業が筑波大学に対する寄附や使用実績について、単に事実を記載するのであれば問題ないといえます。しかしながら、それ以上に筑波大学の教員が特定の製品の宣伝に使用されることがわかっていながらコメントを出すことは、公共的性格を持つ国立大学法人の教員として原則的に認められることではないので、留意する必要があります。

なお、上記2の場合ですが、本学では、これまで、企業から本学への製品等の納入実績について公表する場合は、単に納入企業リストの一部として筑波大学の名称を提示することだけを認めてきており、それ以上に、教職員がコメントしたり、ポートレートやロゴを提供したりすることは認めてきていません。

31.販促用教育DVDへの出演

Q A 株式会社から、本学附属病院で導入している機器を使用した手技・講義を撮影し、教育用 DVD を作成し、本院を含めた医療機関へ無償で配付したい旨の依頼がありました。DVD に出演する医師には謝金が支払われます。この DVD は本学の他に、五つの私大病院・民間病院との合作です。目的は教育用 DVD の作成ですが、反面、企業の製品の宣伝用ビデオでもあります。認めてよいのでしょうか。

A 本件 DVD は A 株式会社の機器の販促用の DVD であり、筑波大学において当該商品を利用した手技や講義を行ってそれらを撮影し、他の医療機関に配付することについては、以下の問題があり、認められません。

1. 教員個人が報酬を得て行う兼業は本来私的な活動であるので、その活動を大学の中で行うことは認められません。すなわち、私的な活動である兼業活動に大学の施設設備を使用することはできません。（これに関しては、例えばある国立大学の事例で、2000 年、医学部教授が外部の医療機関からの依頼により大学の設備を使用して腫瘍の良悪の診断をして報酬を得ていたことが判明したことで、顕微鏡などの学内施設の使用料約 45 万円を大学に納めることになった事件があります。）
2. 撮影が大学内で行われることにより、本件医療機器の販売促進に筑波大学が関わっている、ひいては当該医療機器を筑波大学が推奨しているという、間違った印象を外部に与えるおそれがあるため、実際には本学が推奨しているという事実はなくとも、アピランスを重視して問題が深刻化する以前に予防措置に努めるという、利益相反マネジメントの考え方に基づいても、本件事案は認められません。

大学発ベンチャー

32.大学発ベンチャーの役員としての講演時の大学の身分の表示

Q 私は大学発ベンチャーの代表をしており、全国の地方自治体や団体等から毎年数多くの講演を依頼されます。この場合、自治体等で、講師の紹介に筑波大学教員の名前を使いたいといっていますが、それは問題ないでしょうか。また、講演謝金については、まだ利益の上がない大学発ベンチャーに入るようにしたいと考えています。

A 大学発ベンチャーとの関係の問題については、地方自治体や団体等から、大学発ベンチャーにあてて講演依頼を出してもらうようにし、したがって、講演謝金は当該大学発ベンチャーに支払ってもらうように依頼するとよいでしょう。本件は個人的な利益を得ようとするのではなく、逆に、まだ経営の発展途上にある大学発ベンチャーに入金したいということですから、利益相反問題は生じにくいといえます。なお、この場合、講師紹介などでは、筑波大学教員と株式会社〇〇代表取締役社長等を併記することは、問題ありません。

33.DVD著作物の推薦文

Q 自分も企業に対する助言・指導などで関与して開発した DVD 著作物の宣伝チラシに「筑波大学教授〇〇」として推薦の言葉をチラシに掲載することは利益相反の点で問題があるのでしょうか。これに問題がある場合、私は大学発ベンチャー「〇〇研究所」の所長を兼業していますが、「〇〇研究所所長」として推薦文を掲載することは可能ですか。筑波大学の名前は一切出しません。

A 筑波大学と効果検証の共同研究成果についても以下の制限があります（Q&A No.22 参照）。

- (1) 共同研究成果については、共同研究成果報告書に基づき、科学的に正確に記述されることを条件に、企業が商品の宣伝広告物に記載することを認める。ただし、それにより本学や本学教員が特定の商品を推奨しているような誤解を与える使用の仕方をしてはならない。
- (2) 企業は、特定の商品の宣伝のため本学の名称や校章を使用してはならない。
- (3) 本学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方です特定の商品に対するコメントを発表してはならない。
- (4) 本学教員は、特定の商品の宣伝に使用されるような仕方です共同研究成果に関するコメントを発表してはならない。

これは効果検証の場合の共同研究ですが、大学との契約に基づいたものであっても以上のような制限がありますから、まして、兼業により個人的な利益を得る関係である企業の製品について商品チラシに筑波大学教授として推薦文を掲載することは認められないと考えます。

筑波大学の名称を一切使用せずに「〇〇研究所所長」として推薦するのであれば、推薦文を掲載することは可能です。ただし、こういう形態での推薦を濫用することは好ましいことではありません。なぜなら、この場合であっても、職務に関連している事柄で職務外において私的利益を得ることは、その内容の如何にもありますが仮にそれが頻繁に行われれば、やはり職務の信用を損なうおそれを否定できないからです。広告媒体の性質（DVD やインターネットなど繰り返し利用できるような媒体）や教員と企業との関係などを総合的に判断して、できる限り避けてくださいとアドバイスをする場合もあります。

今回は別としても、今後は、このようなケースでは、大学と企業との間で、共同研究契約又は学術指導契約を締結して、すべてを公的關係としてオープンにして実施していくことが望ましいといえます。

卒業生の営利利用

34. 卒業生が開業した医院の宣伝

Q 医学群卒業生が私的に開業した個人病院を筑波大学の商標を使用して宣伝をしたいと考えている場合、許可しますか。許可するとしたら使用料は取りますか。

A 筑波大学の保有する登録商標は、現段階で次の2種類に分類されます。

1. 筑波大学の研究成果や活動に関連した登録商標
2. 筑波大学の校章

上記のうち、「1」については、筑波大学の研究成果や活動に関連した名称について、主として防衛的な意図で商標登録していますので、筑波大学の当該研究成果等に関連しないものについて、第三者に使用を許可することはありません。「2」については、筑波大学の校章のみを商標登録しています。

登録商標に関しては、2016年4月1日から国立大学法人筑波大学商標取扱規程（平成28年法人規程第55号）が施行されており、使用を希望する者は本学学長あてに、1. 使用を希望する商標、2. 使用目的、3. 使用予定商品及び役務、4. 使用期間等を記載した登録商標使用申請書を提出して審査を受けることとなっています（事務担当は国際産学連携本部）。

しかしそれ以前に、医業の広告に関しては医療法において厳しい規制が課されていることに注意する必要があります。厚生労働省の「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（2018年5月8日）によれば、医師の略歴を広告することは認められており、その中に出身校を掲載することはできますが、「一連の履歴を総合的に記載したもの」とされています。「医療広告ガイドラインに関するQ & A」（2018年8月）においても、「略歴とは、特定の経歴を特に強調するものではなく、一連の履歴を総合的に記載したものです。」とされています。また、同ガイドラインでは、広告可能な事項について「略号や記号の使用」に関することも規定しており、「当該記号やマークが示す内容を文字等により併せて標記することで、正確な情報伝達が可能である場合にあっては、記号やマークを用いても差し支えない。」とし、例示として「電話番号」を「」で表記することなどが挙げられています。これと併せて考えなければならないことは、医療法6条の5の2項2号に規定する「誇大な広告」で、これはガイドラインの記載を引用すると、「必ずしも虚偽ではないが、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させる広告を意味するものであり、医療に関する広告としては認められないものであること。」「人を誤認させる」とは、一般人が広告内容から認識する「印象」や「期待感」と実際の内容に相違があることを常識的判断として言えば足り、誤認することを証明したり、実際に誤認したという結果までは必要としないこと。」とし、具体例として「知事の許可を取得した病院です！（「許可」を強調表示する事例）→病院が都道府県知事の許可を得て開設することは、法における義務であり

当然のことであるが、知事の許可を得たことをことさらに強調して広告し、あたかも特別な許可を得た病院であるかの誤認を与える場合には、誇大広告として扱うこと。」が示されています。つまり、筑波大学の商標を個人病院で使用して宣伝することは、当該個人病院があたかも筑波大学の系列病院であるように誤認されるおそれがあることや、医師の経歴の強調のように受け取られる可能性もあることなどから、個人病院の名称に出身大学の商標を利用して広告することは認められていないと考えられます。

営利企業の宣伝への協力

35. 広告会社からの依頼による動画への出演

Q 広告会社 A から教員に、B 株式会社の商品に関連して「〇〇体操」の Web 動画（YouTube）を制作するので、講師として監修をお願いしたいという依頼がありました。作製された動画について利益相反上何か問題がありますか。なお、最終的には、筑波大学を会場にして教員が出演の上撮影したいとのことですが、それについても何か問題がありますか。

A この動画については、以下の問題点があると考えられます。

1. Web 動画「〇〇体操」に本学教員が出演して指導に当たっていることは監修の範囲内で問題ないと思われませんが、同 Web 動画の最後の方の画面で B 株式会社の商品が登場しており、外見上、教員が B 株式会社の CM 動画に出演していると見られるおそれがないとはいえません。
2. 他方、本学兼業マニュアルによれば、営利企業における兼業は厳しく制限されており、該当の可能性のあるものとしては「営利企業における研究開発に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合」のみが考えられ、したがって、教員が Web 動画「〇〇体操」監修のみを行うのであればここでいう「研究開発に関する技術指導に従事する場合」に該当するものとして認められますが、上記のように B 株式会社の CM 動画に出演するのであれば許容の範囲内とはいえません。
3. 今回のケースでは謝金の支払がないとされ、また、動画上は筑波大学の名称が使用されていませんが、本学教員が大学における研究活動に関連し、かつ、役職名を用いて CM に出演することは、大学の信用に関わる場合として、利益相反マネジメントの対象となり得ると考えられます。
4. 筑波大学を会場に撮影することは、以下の理由により許容されないと判断します。
 - (1) 教員個人が行う兼業は本来私的な活動であるので、その活動を大学の中で行うことは認められません。すなわち、私的な活動である兼業活動に大学の施設設備を使用することはできません。
 - (2) 撮影が大学内で行われることにより、B 株式会社の商品の販売促進に筑波大学が関わっている、ひいては当該 B 株式会社の商品を筑波大学が推奨しているという間違った印象を外部に与えるおそれがあるため、実際には本学が推奨しているという事実はなくとも、アピランスを重視して問題が深刻化する以前に予防措置に努めるという、利益相反マネジメントの考え方に基づいても、大学の施設設備を使用することは認められません。

36. イベント企画・制作会社から商品の推奨コメントの依頼

Q イベント企画・制作会社が、クライアントである株式会社 A の商品発売に際し当該商品の推奨をしてもらえ教員を探しています。株式会社 A が原稿を作成し、教員が監修する形を予定（商品に推奨コメント・写真等を掲載）。打合せを兼ね、コメント確認、写真（撮影の可能性あり）をもらう程度。その原稿が年間通じて、商品、店頭、メディアに露出していくことになります（謝礼あり）。株式会社 A の作成する広告に対して、科学的見識を加味して監修することを期待されているようですが、監修という作業はあるものの、宣伝に近いので、対応すべきものなのでしょうか。

A 今回の本学教員に対する企業からの商品発売に伴う依頼の件は、企業との共同研究ではなく、監修の依頼という形態をとった特定の商品の宣伝行為そのものであると受け取ることができます。

質問の文言では「監修」は当該商品の研究開発過程での監修ではなく、「株式会社 A の作成する広告に対

して、科学的見識を加味して監修すること」となっています。しかし、兼業として認められるのは、企業で行われる研究開発に従事するか、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合であるので、このような監修は兼業ではなく、単に商品に対する大学教員のコメントを依頼してきたものと思われます。特定の商品に対する推奨コメントを提供して謝礼を受け取ることは、金銭的な利益と大学や大学教員としての社会的責任との間で少なくとも外見的利益相反が生じている状況にあります。そこで危機に曝されているのは大学の信用であるといわなければなりません。

国立大学法人については法律により業務の公共性が規定されています（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）35 条による独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）3 条の準用）。したがって、職員は、業務の遂行に際しては、「常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。」（本学職員倫理規則平成 17 年法人規則第 22 号）2 条 1 号）はもちろんのことですが、私的な活動に従事する場合であっても、「自らの行動が法人の信用に影響を与えることを常に認識して行動」（同規則 2 条 5 号）することが求められています。特に今回のケースのように、教員個人が特定の製品の推奨コメントを求められており、かつ、その内容が本人の職務内容に関係する場合には、氏名だけでなく所属や職務上の地位・役割が明示されることが多いことから、国立大学法人としての業務の公共性に対する社会的信頼が損なわれるおそれがあります。

利益相反マネジメントにおいては、外見的利益相反の状況にある段階で、既に大学の信用が毀損されているおそれがあると判断しており、このようなコメントの依頼を引き受けることは望ましくないと判断します。

37. 研究契約に基づかないコメントの依頼

Q

株式会社 A から同社の提供するサービスについて本学教員の専門知識にもとづいたコメントを求められました。同社はそのコメントを同社の店舗内で掲示したりチラシへ掲載したりすることを希望しています。大学名、氏名、顔写真、コメントを使用したいそうですが、このような場合、注意点などがありますか。共同研究や受託研究などの契約はしていませんが、そもそもこのような研究契約を締結しなければならない事案なのでしょうか。自身の研究に基づくコメントでもないし、私自身はそれを求めているわけでもありません。

A

このケースでは大学が何ら関与していないのに企業が宣伝のために筑波大学教員のコメントを求めています。共同研究や受託研究等の研究契約が存在しないため、まず組織としての大学の立場からいえば、これに応じる義務はありません。

個人としての立場でコメントを発表することについてよくあるのは、大学教員が科学的な知識をもとにして具体的な商品やサービスの名称に触れることなく、ある成分や行動の効果・効能について一般的なコメントを発表し、それが本人の氏名・所属、顔写真などともに、特定の企業が提供する商品やサービスの宣伝に使われる場合です。

コメントでは商品やサービス名を特定していませんし、その内容は科学的なエビデンスに基づいたもので、一見すると問題がないように見えます。しかし、そのコメントの使われ方を見ると、大学教員があたかも具体的な商品やサービスの品質を保証したり、推奨したりしているように誤認されるおそれが十分あるといえます。

このようなケースでは、Q&A No.36 の特定の商品に対する推奨コメントを依頼された場合と同様に、利益相反の観点からは、外見上の利益相反が生じているといえることができます。つまり、教員個人が特定の製品の推奨コメントを求められているか、又はそれに近接する状況にあって、かつ、その内容が本人の職務内容に関係する場合に、氏名だけでなく所属や職務上の地位・役割が明示されるのであれば、国立大学法人としての業務の公共性に対する社会的信頼が損なわれるおそれがあります。このように考えると、結論として、利益相反マネジメントの観点からは、大学教員によるこのような状況でのコメントの提供は望ましくないと、ということになります。

38.本学と企業が共同開発した健康食品の広告

Q 本学教員 A と株式会社 B との動物実験による共同研究の成果として、同社が発売予定の健康食品である商品 X の広告案が送られてきました。利益相反の観点からの問題点は何かありますか。本学と同社の間では共同研究及びライセンス契約を締結済みです。広告案の内容の科学的側面は教員 A が、薬機法・景表法については株式会社 B が確認することになっています。

A 本件については、商品 X が栄養機能食品や機能性表示食品でなく、まして特定保健用食品でもない、いわゆる健康食品であるため、筑波大学の名称が使用された場合、大学の信用が毀損されるおそれのある案件であることに留意し、特に慎重に対処する必要があります。（本件については、本来人を対象とした臨床試験を株式会社 B から大学附属病院等に依頼し、その成果でもって少なくとも機能性表示食品の届出を行うべきものと考えます。）

以下が今回の広告案について、注意すべき点です。

1. 商品 X の広告案では、国立大学法人である筑波大学とその教員の名称を使用している以上、個別の表現において、健康食品である以前に、共同開発の製品に関する広告として以下の一般的な原則に抵触するものであってはなりません。
 - (1) 明確な根拠を持たない表現
 - (2) 殊更に大げさな表現
 - (3) 本学と株式会社 B との共同研究の成果の範囲を逸脱する表現
2. 上記「1」は、およそ筑波大学と企業が共同開発した製品について広告を行う場合に遵守すべき一般的な原則を挙げたものです。しかし、今回のように、特定保健用食品や栄養機能食品、機能性表示食品でなく、まして医薬品でもない、一般食品の範疇に入るものの広告の案文については特に注意する必要があります。以下は、これらの観点から見た注意点です。
 - (1) いわゆる健康食品と称される一般食品に関しては効果・機能の表示は不可とされています。したがって、広告が、筑波大学との共同研究により、特定の健康増進効果をもたらす新しいサプリが開発されたかのような印象を見る者に与える場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）68 条に違反するおそれがあります。
 - (2) 仮に商品 X の広告が医薬品と同等の効果を謳うものでないとしても、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）5 条 1 号により禁止される優良誤認表示の疑いがあります。この場合は、消費者庁により、その表示の裏付けとなる合理的な根拠となる資料の提出を求められることになります（同法 7 条 2 項）。それに対して、教員 A の研究によるデータを提出することになると思われますが、人による臨床データを提出できずに動物実験のデータしかなければ、「表示された効果と提出資料によって実証された内容が適切に対応していないもの」として不当表示（優良誤認表示）とみなされ、措置命令の対象となるおそれがあります。（参照：『健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について』（制定・平成 25 年 12 月 24 日、最終改正令和 4 年 12 月 5 日 消費者庁）pp.10-12、特に p.11 の（1）の 4 番目の例）

39.医療器具ではない機能測定検査装置の広告

Q 本学単独保有の特許とノウハウをもとに本学と株式会社 A が正式にライセンス契約を締結して共同開発した商品 X「〇〇機能測定検査装置」のパンフレットにおいて、本学教員による記載について利益相反の観点から問題がないでしょうか。その記載は当該教員本人が確認したもの（事実）であり、広告への記載については実施許諾契約書で認められています。

A 今回の商品 X の広告記載で、教員のコメントとして「〇〇機能の測定精度が高く、訓練効果も高い、画期的な測定・評価法が誕生しました。」とある部分については、こうした文言により、X が、特定の症状の診断・予防を目的とする医療機器であるかのように誤認されるおそれがあることが懸念されます。

医療機器であれば、例えば、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号）別表第 1 の機械器具の 24 号、プログラムの 1 号又は 3 号、プログラムを記録した記録媒体の 1 号又は 3 号などに該当する場合は、クラス I の一般医療機器については届出、クラス II の管理医療機器であれば第三者機関による認証などの手続が必要となります。（本製品が医療機器に該当する場合は薬機法 68 条により「認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。」とされます。）

しかし、X の場合はおそらく医療機器として想定されていないと思われますので、そうであれば、広告記載の中に、「X は、〇〇の診断・予防を目的とした医療機器ではありません。」という趣旨の文言を入れることを検討してもらってはどうか。

国立大学法人筑波大学の名称が正面から出るケースであり、慎重に取り扱う必要があるので、以上の懸念を教員や株式会社 A に伝えて、薬機法の専門家の確認を取ることを推奨します。

40.販売目的のプログラム開発のための授業での利用

Q あるソフトウェアを大学の業務とは全く無関係に個人的に開発しています。これは、現段階で販売する業者も決まっていますが、開発段階で授業に本プログラムを活用することに問題はありますか。

A このソフトウェアの開発は、特定の企業のために行われるものであり、このような研究開発を企業との間で、大学の資源を用いて勤務時間中に私的に行うことは許されません。（ある国立大学の医学の教授が企業からの委託研究を私的に行ったなどの理由により懲戒解雇された事例が 2006 年に起きています。）開発段階で授業に利用するのであれば、以下の手順を経てください。

1. 企業と受託研究契約を締結して大学の本務として教材開発の研究を行う。
2. この結果出来上がったデジタル・コンテンツの著作権については、本学知的財産規則の規定により、大学へ譲渡を申出る。
3. プログラムの販売等の契約は大学と企業とが行い、それにより得た利益の一部は学内規程によって教員に配分される。

41.ソフトウェアの企業による有償利用

Q 我々教職員のグループで作成したプログラムについて、株式会社 A から欲しいという問い合わせがきています。株式会社 A からは、各プログラムについて、個別に契約を結ぶような形ではなく、我々の研究室がこれまでに蓄積してきたプログラム知財を包括的に参照できるような契約を結べるならば、その方が有り難い、といわれています。このような包括的な契約を企業と締結することの可能性についてうかがいます。

A 包括契約の件については、以下のように考えます。

1. 包括契約の内容が、「我々の研究室がこれまでに蓄積してきたプログラム知財を包括的に参照できるような契約」ということであれば、それは可能です。その場合に、例えば、包括契約の内容が、特定の研究室が将来生み出す、すべてのプログラムも対象とするとなると、そこまで将来のことを制約する契約を締結することが、研究室にとっても、あるいは、大学にとってもよいことかどうかを改めて検討する必要があります。もちろん、この場合でも肯定的な判断を下す可能性はあります。
2. 同様に、包括契約の内容がこれまでのプログラムをすべて独占的に使用できるという内容である場合も、その利害得失を検討する必要があります。大学の立場からいえば、どこかが独占するのではなく、広く使ってもらうことが理想的ですが、他社も含めて独占的使用を認めるのでなければ使われないという事情がある場合などは、独占的使用を認める可能性はあります。
3. 「プログラムを包括的に参照できるような契約」というのは、おそらく株式会社 A として、使用の許諾を求めるかどうかの判断を行うことができる機会を確保したいという趣旨であると思われるので、そのこと自体は問題がないと考えます。その上で、特定のものについて独占の実施許諾を受けたいといった場合はどうするか、その場合には、上記「2」と同様の問題が起こり得ます。

42.国の補助金(科研費)による成果物である著作物の購入

Q 現在取り組んでいる科研費の研究課題について、成果物としてテキストを作り、それを使って次の研究課題を設定しようと考えています。そうすると、例えば科研費でその課題遂行のために、自著のテキストを購入するような形になります。当然、その分の印税が自分に入ることになるので、そのような形で研究を行ってよいのでしょうか。

A まず基本的な問題は、「次の研究課題」が現在の科研費の研究課題とは別の研究課題なのかどうか、ということです。科研費の直接経費は「補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）」について使用することができます。次の研究課題の設定も、もちろん研究活動の一環に違いはありませんが、それが採択された補助事業とは別のものであるならば、当該科研費は使用できないことになります。

しかしながら、この場合に、採択された研究課題の研究成果を、当該科研費を使用して印刷物として取りまとめることはもちろん可能です。したがって、科研費の印刷費を使用してテキストを作り、そのテキストを使って次の研究課題を設定することも問題なくできます。

科研費の研究成果を市販の著作物として作成し、その著作物を科研費により購入し、次の研究課題の設定という研究活動を行おうとする場合は、やはり上述のように、その「次の研究課題」が採択された補助事業ではないのであれば、当該科研費の使用には疑問が残ります。

仮に、「次の研究課題」の設定も採択された補助事業の研究活動のうちに含まれることが対外的にも合理的に説明できるのであれば、科研費を使って自著を購入することも可能です。その場合に購入する自著の印税が自分に入ってくるということについては、本学の会計の取扱いとしては現時点では自著を購入する場合は印税が入ってこないことが条件になっていますので、出版社との間で、例えば、著者印税分を割り引いてもらうなどの措置が取れるのであれば、購入は可能です。なお、会計上の実務的な取扱いについては会計担当部署に確認してください。

43.国の補助金(科研費)による成果を一部含む著作物の出版

Q 助成団体の「著書出版助成」に採択され、著書を出版する予定があります。内容は、文部科学省の科研費の研究課題の手法や検討の際に扱う参考文献等が一部共通します。一方、両者の目的、主眼は異なり、当該著書とは別に科研費の研究成果を発表する予定があります。科研費の成果物と同一と取られる懸念を払拭するために留意しておくべきことを教えてください。

A 学振研究者使用ルール（交付条件）の「収入の取扱」の項目、すなわち「研究代表者及び研究分担者は、実績報告書の提出後に補助事業に関連する収入があった場合には、これを日本学術振興会に返還しなければならない。」については、仮に冊子体の科研費研究成果報告書をそのまま市販の刊行物として出版・販売して印税収入があった場合には該当する可能性があります。それは、両者が全くあるいはほとんど同一である場合に限られるものと考えます。

したがって、現在計画されているように、市販の刊行物が、科研費の研究成果をもとにしているとはいえ、表題が異なり、内容についても科研費の研究成果に別の観点が付け加えられ、また、取上げ方についても科研費の場合とは異なる方向に焦点が当てられるなど、要するに両者が別の著作物として作成されることが予定されているのであれば、特に問題は生じないと考えます。

44. 運営費交付金による自署の購入

Q 研究を遂行する上でどうしてもその出版物が必要となる場合、運営費交付金で印税が発生する自著の出版物を購入することは利益相反上差し支えないでしょうか。また、本学の教員が著者となっている出版物（印税収入有り）を本学の他の教員が研究や教育のために購入することは、利益相反上差し支えないでしょうか。

A 1. 仮に科研費で自著を購入しようとした場合で印税収入がある場合には、科研費のルールとして、「関連する収入があった場合には、これを日本学術振興会に返還しなければならない」ということになります。運営費交付金は、科研費と同様国民の税金であり、考え方は科研費と同じといえます。すなわち、印税収入のある自著の購入については、当然利益相反上の問題が生じることになります。

したがって、教育研究上当該著書を購入すべき合理的な理由があり、また、購入部数についてもその必要性を合理的に説明できる場合に限り、購入することが可能となりますが、その場合でも、本学の会計上のルールでは現時点では、印税収入が入ってこないことが条件になっていますので、著者が出版社と交渉して著者印税分を割り引いて購入できる措置を取るなどのことが必要になると思われます。実務上の具体的な対応については会計担当部署に確認してください。

2. 通常の物品購入でもいえることですが、それが教育・研究の業務上必要であるという合理的な説明ができるのであれば、利益相反の観点からは問題がないといえます。特に、印税収入に直接関係しない教員が同じ大学に勤務する他の教員の著書を、教育・研究上の必要があって購入した場合には、通常は利益相反の問題が生じないといえます。

45. 寄附金による自署の購入、図書館に配架された自著の印税収入の取扱い

Q 寄附金で自著を購入することは利益相反上問題ないでしょうか。また、図書館で配架されている本で自著の本がありますが、それも運営費交付金で購入している場合、いままで印税を返還していません。これは、利益相反上問題ないでしょうか。

A 1. 寄附金が民間から受け入れたものであっても、学長に対する寄附の申出により国立大学法人の資金となっており、公共的な原資であることには変わりありません。このため、寄附金で自分に収入の生じるような自著を購入することになれば利益相反問題が生じることになるのは、科研費や運営費交付金の場合と変わりありません。したがって、寄附金の場合でも、当該著書の購入が寄附の趣旨に沿うものであり、かつ、教育研究上当該著書を購入すべき合理的な理由があり、また、購入部数についてもその必要性を合理的に説明できる場合に限り、購入することが可能となると判断します。印税収入の取扱いに関しては、仮に利益相反の観点から見て合理的な理由と判断した場合、その判断について会計担当部署に連絡し、それに基づいて会計担当部署が実務的な判断や手続を含めて印税の問題について最終的に判断をすることになります。ただし、上述のとおり公共的な原資であるので、利益相反マネジメントの観点からいえば、科研費や運営費交付金の場合と同様に、出版社との交渉により著者印税分を割り引くなどの措置を取ることが望ましいといえます。なお、教育研究上当該著書を購入すべき合理的な理由があり、また、購入部数についてもその必要性を合理的に説明できる場合に限り、購入することが可能という考え方は、それが1冊であれ100冊であれ具体的な部数の如何に関わりなく成立するものと考えます。

2. 図書館で購入する図書の選定は図書館の意思決定であり、その意思決定に利害関係者が関与しない限り利益相反は回避できているといえます。したがって、教員が図書館による自著の購入の決定に関与したり自著を購入するように圧力をかけたりするようなことが起こらない限り、図書館の公正な判断によって著書を購入した結果、当該教員に印税が入っても個人的な利益に関わる利益相反問題は生じていないといえます。また、会計実務上も、図書館で配架されている本というのは学内で数部に過ぎず、仮に印税相当額の返納を求めるとしたら、入ってくる収入よりも事務コストの方が上回ることが予想されるので、返納させるというような取扱いをしてこなかったものと思われます。

46. 科研費の研究成果と商業出版

Q 昨年度で終了した科研費「基盤研究 C」で行っていた研究の一環・派生物として、新書 A を B 出版社から出版しました。これに関連して、以下の 2 点について回答をお願いします。

1. 日本学術振興会に提出する科研の報告書に、研究成果として当該新書を掲載すべきでしょうか。（ちなみに、もともとは印税収入の発生する新書の執筆は「研究活動に付随した社会的アウトリーチ活動」として行っているつもりでした。）
2. 既に当該新書は出版してしまったので、科研費で補助された旨の記載はありません。今後重版などがあった場合、その記載を掲載するべきでしょうか。

A お尋ねの科研費については、以下の URL の使用ルールに該当すると考えます。
 「科学研究費助成事業－科研費－学術研究助成基金助成金 研究者使用ルール（交付条件）」（2025 年 2 月 28 日改正）https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_16_rule_2024_g_3101/2025_kikin_rule.pdf
 この中で今回の質問に関係することとして 3-20【収入の取扱】があります。

【収入の取扱】

3-20 研究代表者及び研究分担者は、実績 報告書の提出後に補助事業に関連する収入があった場合には、これを日本学術振興会に返還しなければならない。

他方、研究成果の発表に関しては、8-2【研究成果発表における表示義務】と 8-3【研究成果発表の報告】があります。

【研究成果発表における表示義務】

8-2 研究代表者及び研究分担者は、補助事業の成果を発表する場合には、助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを表示しなければならない。特に、論文等により補助事業の成果を発表する場合には、論文等の謝辞に助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載しなければならない（「JSPS KAKENHI Grant Number JP 8 桁の課題番号」を含めること。）。

【研究成果発表の報告】

8-3 研究代表者は、補助事業の成果について、研究計画最終年度の翌年度に様式 F-7-2「実績報告書（研究実績報告書）」を提出した後に書籍、雑誌等において発表を行った場合、又は産業財産権を取得した場合には、様式 F-24「研究成果発表報告書」により、日本学術振興会に報告しなければならない（研究成果発表報告書は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

科研費の研究成果を論文や学会において発表した場合には、上記「8-2」により、「特に、論文等により補助事業の成果を発表する場合には」と強調されていることから、定められた様式により科研費による成果であることを示す謝辞を記載しなければならないことが特に要請されているものと解されます。

これに対して、科研費の研究成果を印税等の収入の入る可能性のある商業出版により発表した場合にはどうなるか。その場合には、「3-20」の項目が適用される可能性が出てきます。その趣旨は、商業出版できないという意味ではなく、商業出版して印税収入が生じた場合には、科研費の使用ルールにより、収入の返還を求められることがあり得るといっているということです。

よくある事例としては、商業出版の場合であっても、一般向けの出版である場合は、科研費の研究成果だけの出版ではなく、それまでの研究者の個人的な研究の蓄積も加味し、また、一般向けの書籍としての工夫加筆も行い、したがって、科研費の研究成果報告書とは別の書籍であると考えられる場合です。このような場合には、たとえ収入が入ったとしても「3-20」の適用はなく、したがって返還の必要もない、というように解釈することができます。

そこで、質問についての回答は以下のとおりです。

1. 上記に記載したように、特にこの数年、日本学術振興会では、科研費の成果についてはできるだけ幅広く記載するよう要請しているようです。したがって、関連の著作物を刊行した場合には上記「8-3」にあるように、実績報告書への記載が求められ、実績報告書提出後は、「研究成果発表報告書」により報告することが求められていると解されます。
2. 上記「8-2」にあるように、一定の様式に基づいた科研費による研究成果であることの謝辞は、論文や学会による発表の場合に必須であると考えられます。それ以外の場合については、特に一般向けの書籍である場合は、著者が科研費との関連をどう見るか次第です。今後、重版の機会があって科研費との関連を記載していく場合には、「本書は一部に科研費の研究成果を活用しています。」などの記載になるものと思われます。（科研費に関しては科研費番号の記載を伴います。）

47.成果有体物の販売

Q 大学の設備を使って作成した標本の販売についての質問です。問題の標本の作製方法は、すでに昔に確立されたものですが、美しく仕上げるには、それなりのコツ、ノウハウがあります。これに関して、当時雇用されていた非常勤職員が、いろいろ試行錯誤を繰り返して工夫してきました。彼らの方法で作成した作品はたいへん評判が高いものです。ただし、方法については、彼らの著書などにもすでに詳細に記されており、現在は誰でも行うことができるので、特許には該当しないと思われます。問題は、現在も働いている非常勤職員に、その標本を是非販売してくれという要請が国内外から数多くきていることです。価格は大きさや美しさにより、1枚数千円から数万円と様々です。当該非常勤職員は、現在、大学の非常勤職員としての勤務のほか、自宅を研究所にして活動をしています。作品の売買に関して、その研究所としての活動で行う分には何ら大学に問題が生じないと思われます。ただし、非常勤職員として大学で採集し、大学にて作成した作品がいくつか含まれています。これらに関して、権利をどのように扱ったらよいでしょうか、また、これらの問題を、どのように処理したらよいでしょうか。

A これは本学の規程にいう「成果有体物」に該当すると判断します。本学には国立大学法人筑波大学成果有体物取扱規程（平成17年法人規程第37号）があります。標本がこの規程で定義する「成果有体物」に該当することに間違いありませんが、「様々な形、色を用いることにより絵画的な作品として仕上げる場合」については多少疑問の余地もあります。しかし、この場合でも、同規程2条2項3号の「(3) 前2号に規定する創作又は取得に際し派生して創作又は取得されたもの」に該当するものと解釈され得ます。

これらの「成果有体物」の権利の帰属については、同規程3条に次のような規定があります。

（権利の帰属）

第3条 職員が研究開発その他の職務の過程において、法人の施設、設備又は経費を使用して創作又は取得した成果有体物に係る権利は、原則として、法人に帰属するものとする。

この規程でいう「職員」には、教員も技術系・事務系職員も含まれ、また、非常勤職員も含まれます。また、ここでいう「法人」とは国立大学法人筑波大学のことを指します。したがって、職員が職務の過程で大学の施設、設備又は経費を使用して製作した学術標本等の権利は、大学が持つとされているのです。

ただし、創作者が学術研究のために必要があると認めた場合は、自分の判断で無償（必要な実費を除く。）により、他大学等の研究者に提供することができる（同規程5条）、とあります。これは、従来アカデミアの世界で行われてきた慣行をそのまま尊重しようとする趣旨によるものです。

一方、産業利用の場合については、原則有償とし、しかも企業等と大学の契約により提供を行うことになります（同規程7条、8条）。

今回の「非常勤職員として大学で採集し、大学にて作成した作品」については、同規程により所有権は大学にあると判断されます。それらが数点であれば、大学で保管をすることがよいと考えられますが、それらがかなりの点数にのぼり、しかもそれを購入したいという人たちがたくさんいるということであれば、それらを販売することも考えられます。その場合に、当該標本が大学の行う教育研究活動に伴って製作されたものである場合には、それらに付随する事業として、国立大学法人が自ら販売したり、あるいは、どこか適当な業者と大学が契約をして委託販売したりすることは可能です（ただし、原資が外部資金による場合は成果物の譲渡に関する制約についてあらかじめ確認することが必要です。）。販売により大学が費やした費用を控除した後に10万円以上の収入があった場合は、創作者からの請求に基づいて発明等の場合に準じて創作者に実施補償金が支払われることになります。これに関しては、収入が1億円以下の場合、大学と創作者が50%ずつ折半することになります（同規程11条、12条）。

48.鑑定書を作成した兼業先からの寄附金

Q 株式会社 A との間では、過去数回にわたり鑑定書の作成を行い、100 万円以上の謝金を受け取っています。この関係にある株式会社 A からさらに寄附金を受け取り、それらを財源として出張に出かけることについて問題がありますか。

A このケースは、過去に兼業による謝金を受け取ったことがある企業から、今回寄附金を受け取ろうとする場合であり、形式的には利益相反規則に該当しないと考えられます。しかし、株式会社 A との関係については、同一の企業との間で時間的に近接して、一方で鑑定書の作成を行い、他方で出張の財源としての寄附金の提供を受けるということは、社会一般から見た場合に、「鑑定書の作成」という行為自体の性格から鑑みて、科学的公正さに対する信頼を損ない、ひいては本学に対する社会的信頼を害するおそれがないとはい切れません。すなわち、形式的には利益相反規則に該当しないとしても、実質的にはその背後にある利益相反マネジメントの制度の趣旨、特に大学に対する社会的信頼を保持するという観点から見て、その他の兼業と比較すると問題が大きいことは否定できません。したがって、今回株式会社 A からの寄附金については、問題の事前回避を重視するという利益相反マネジメントの観点から、本学として受け入れないとするのが望ましい対処法であると考えます。

なお、このことについては、本学利益相反規則 11 条 2 項に基づく学長による勧告ではありませんので職員等には従う法的義務はありませんが、尊重されることが望まれます。

49.共同研究先への兼業

Q 現在製薬会社 A 株式会社と共同研究（動物実験）をしています。この研究の関係で A 株式会社は（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）に事前相談しつつさらに開発を進めたいと考えています。その際に A 株式会社もしくは PMDA に出向き、意見等を述べる会社側 PMDA 専門委員（専門家として指導・助言をする立場）に就任依頼をされました。本学の教員が企業の身分で、他の組織に対しても相談対応等を行うことには問題がありますか。また、共同研究契約を締結して同時に兼業ができるのでしょうか。兼業は学術指導契約にしたほうがよいのでしょうか。

A 1. 本学では、共同研究の相手方企業との間で一般的に兼業を禁止している規則はありませんが、本学の利益相反ポリシーや利益相反規則との関係でいえば、この場合には、共同研究や受託研究の内容によって、利益相反の問題が生じ得る可能性があります。

すなわち、企業から兼業報酬という個人的な利益を得ていて、かつ、研究の客観性や公正性が疑われるおそれのある共同研究や受託研究を実施する場合、例えば、ある製品の効果検証を行う場合などにおいては、受領している兼業報酬の金額によっては、本学として、利益相反問題を回避するという観点から、兼業の辞退や共同研究等の中止を勧告することがないとはいえません。

今回のケースでいえば、本学と A 株式会社との共同研究契約書の目的・内容には、「動物実験による検証」との記載がありますが、これに関して、教員が兼業により個人的な利益を得ている場合には、その兼業報酬の金額にもよりますが、「動物実験による検証」の客観性や公正性に対する疑いを生じることがないとはい切れません。

2. このような場合の対応として、ご指摘のように、学術指導契約とすれば、個人的な収入にはならないので、上記「1」のような問題は回避できると考えます。（もっとも、可能性はおそらく小さいと考えますが、PMDA の専門委員を委嘱する場合の基準である、寄附金・契約金等の受取実績が年度あたり 500 万円を超えないという目安（厚生労働省薬事・食品衛生審議会薬事分科会「薬事分科会審議参加規程」（平成 20 年 12 月 19 日））は考慮する必要があると考えます。）

この場合には、仮に、本学の施設において同一研究課題の下で動物実験が行われるとすれば、A 株式会社との間で、共同研究契約を継続することと並行して、学術指導契約が締結されるものと理解します。すなわち、本学施設において動物を使った試験を行う場合には、学術指導契約だけでは不十分で、あくまでも共同研究契約の継続が必要となります。

3. 以上は、A 株式会社との兼業の場合を想定したものです。すなわち、本学教員が、「申請者が指名する医学等の専門家」となる場合を想定したものであり、仮に、これが PMDA から委嘱される専門委員である場合には、当然「医薬品医療機器総合機構における専門協議等の実施に関する達」(平成 20 年 12 月 25 日)などの PMDA のルールに従うことになります。

以上のように、結論としては、兼業ではなく、学術指導契約を締結するという選択であれば、本学の規則上の利益相反問題は回避し得る、ということになります。

- (1) 学術指導契約制度の基本的な考え方は、以下のとおりです。すなわち、従来大学教員が企業のコンサルティング業務に従事するの「兼業」の制度が使われてきましたが、この兼業の制度は教員の個人的な活動として処理され、また、その報酬も個人的な利益として収受されてきたために、大学教員と企業との関係が世間から見た場合に不透明であり、その収入についても必ずしも世間の納得が得られていないものでした。このような兼業制度の欠陥を改め、すべてを大学が主体となる契約制度の下で透明化し、また、その費用についてもすべて大学の収入に入れることにより世間の疑惑を払拭しようとして新たに制定されたのが、「学術指導契約制度」です。したがって、学術指導契約の考え方は、兼業により実施できる活動は学術指導契約により置き換え ていこうというものです。
- (2) 学術指導契約の根拠となるのは本学外部資金研究取扱規則ですが、そこでは学術指導について 2 条 3 号に次のように定義されています。

○国立大学法人筑波大学外部資金研究取扱規則(平成 16 年法人規程第 41 号)(定義)

(3) 学術指導 法人において、企業等からの委託により指導料を受け入れて、大学教員等が、特定の課題について教育、研究及び技術上の専門知識に基づき行う指導

端的に言えば、「学術指導とは、企業等からの委託を受け、専門的知識に基づき指導助言を行い、企業等の業務又は活動を支援するもの」ということになります。今回委託される学術指導の内容は学術指導申込書によれば、「〇〇の専門家の立場からの指導、意見提示」というものであり、上記専門的知識に基づき指導助言を行う範囲に該当することはいうまでもありません。専門委員に委嘱するというのは企業内部の問題であり、大学と企業との関係で重要なのは教員の行う業務が指導助言の範囲内であるかどうかです。換言すれば、企業から専門員の委嘱を受けようが受けまいが、委託される業務の範囲が専門的知識に基づく指導助言である限り、学術指導契約に基づき行うことができるというのが現行の学術指導取扱規程に基づく結論です。

- (3) 特に今回のケースでは、本学と A 株式会社との間に共同研究契約が締結されており、本年 4 月以降もその継続が予測されるという状況で、その共同研究に従事する研究担当者である本学教員が同社との間で兼業契約を締結し、個人的な報酬を得るということは、利益相反関係を生じることになり、当該共同研究の客観性又は公正性について第三者の立場から見た場合に疑義を招くおそれがあり、このような関係は回避したほうがよいと考えられます。

50. 物品購入先企業への技術アドバイス等

Q 昨年度政府調達で A 株式会社から 3,000 万円超の装置を購入したのですが、今年度 A 株式会社が獲得した特別民間法人の補助金による事業で、技術導入指導者として私に指導をしてほしいとの依頼を受けました。指導に対する謝金は今年度総額〇万円です。これまで A 株式会社とは、関連機器の購入や改良等を含めて色々と仕事をして来ており、それらをもう少し展開するような技術的指導を求められています。それを行うことは私の研究遂行上にも有益なので引き受けたいと思っているのですが、その是非について意見をお願いします。A 株式会社側としては共同研究費や寄附金という形よりは、技術指導代として個人に支払うことが計画書の内容からも望ましいとのことですが。

- A**
1. 謝金により対応することが適切かどうかについて
 昨年度政府調達で 3,000 万円超の装置を購入しているとのことですが、調達先が A 株式会社であるとなると、今回兼業により同社の技術コンサルタントに就任することは、外部からどう見えるかを考えると、利益相反問題の生じる可能性があります。
 すなわち、実態は何も問題がないと思いますが、アピアランスとして考えた場合、当該教員は、昨年度の調達に際しては、仕様策定又は技術審査に関わった可能性があり、仮にそうだとすれば、同教員が、今年度、調達先である同じ会社の技術コンサルタントに就任して謝金、すなわち、個人的な利益を得ることは、昨年度の調達行為に疑念を招くおそれがないとはいえない、ということになります。したがって、利益相反の観点からすれば、今回 A 株式会社の技術コンサルタントに就任して兼業により謝金を得ることは避ける方が望ましいと考えます。
 2. どのような契約手続がふさわしいかについて
 今回の補助事業による計画を見ると、技術導入として教員側に期待されているのは、装置に関する技術指導というだけでなく、大学からの物の貸与提供が含まれています。問題は、教員側で保有されている物が設備なのか、あるいは消耗品なのか、ということです。
 仮に、これが設備であるとすれば、大学側が設備の提供と技術指導の双方を行うことを想定した契約形態としては共同研究契約がふさわしいと考えられます。しかし、この物については、大学としてはおそらく設備の取扱いはおらず消耗品として取り扱っているものと思われます。そうだとすれば、契約の取扱いとしては、学術指導契約がふさわしいものと考えます。
 同契約においては、企業側は、学術指導料のほか、学術指導に必要な旅費、消耗品費等を支払うことになります。また、そのほか、直接経費の 10% 相当額を間接経費として支払うことになります。大学側の指導担当者に謝金は支払われないことになりますが、企業側が支払うこれらの経費の総額を〇万円になるように調整すれば、企業側の要望とも合致し、かつ、大学が契約を行うことにより透明性も確保されるので、最も問題の少ない方法と思われます。(物の損耗に関してもあらかじめ消耗品費として企業側の負担額の総額の中に計上しておくことができます。)

51.製薬会社からの依頼に基づく講演や原稿執筆と兼業の関係

Q 製薬会社からの依頼に基づいた講演や製薬会社が発行している雑誌の原稿執筆は兼業になりますか。なるとすれば、個人的な利益の自己申告の対象になりますか。

A 個人的な利益には、講演報酬については、講演が兼業として取り扱われていますので、兼業に伴う報酬として、自己申告の対象に含まれることになります。

著述については、それがどういう状況で行われるのかによってその取扱いが異なってきます。以下、場合に分けて検討します。

1. 大学教員が本務として行う原稿執筆

大学教員の本務は、大学で行う教育及び研究活動であることはいまでもありません。教員は、教育及び研究活動を行えば、その成果を取りまとめ、論文として発表することが求められ、論文の発表を通じて、人類の知識の増大やあるいは生活の利便の向上に貢献します。これは、まさに教員本来の職務であって、兼業ではありません。

また、教員が研究成果を論文ではなく、研究者を対象として、場合によっては、学生や一般人向けに、より分かりやすい総説・解説書等の形態で発表することがあります。この場合であっても、それらが、やはり教員の研究成果に基づくものであり、また、そうした研究成果の普及を目指すものであるため、これらもまた、教員本来の職務であるということが出来ます。

2. 大学教員が個人として行う原稿執筆

教員が、その本来の職務とは別に、個人として原稿執筆を行うことがあります。個人的な随想や、小説、短歌・俳句、詩の創作等、あらゆる形態があり得ますが、これらが、勤務時間外に、大学の施設・設備等を使用することなく行われるのであれば、それらは原則として個人の自由な活動を形成するものであり、兼業の手続とは無縁のものです。

なお、2022年4月1日施行の利益相反規則の改正により、個人的な利益の範囲は兼業報酬、実施料等収入、給与、株式等の保有に加えて、企業等からの本学の管理下でない資金、施設・設備・機器等の物品、役務等の受入れで職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものは金額にかかわらず全て対象となりました。上記のような兼業にあたらぬ原稿執筆により謝金を受け取った場合には、職務外の行為に対して謝金を受け取ったものであり、「職務に関連するもの」に該当せず、また、このような原稿執筆はそれぞれの分野において長年にわたり広く慣行として行われているので「職務の信頼性を損なうおそれがあるもの」にも該当しないので報告義務の対象外となります。以上により、ほとんどはこの報告対象に該当しないと考えられますが、該当するとすれば、「職務に関連するもの」としては例えば、大学で購入した研究機器についての使用の経験に基づく利点や課題などを執筆して広告・宣伝に利用される場合などが該当します。また、「職務の信頼性を損なうおそれのある場合」としては例えば通常の執筆料を超えた高額な執筆料であって、これにより将来技術流出を要求されるようなおそれがある場合などが該当する可能性があります。報告すべきかどうか迷ったときは利益相反・輸出管理マネジメント室に相談してください。

3. 大学教員が兼業として行う原稿執筆

大学教員が行う原稿執筆は、上記「1」又は「2」以外に兼業として行われることがあります。兼業であるかどうかは、その原稿を作成することが依頼元の機関の職（務）として行うのかどうかで判断することとされています。製薬会社が発行している雑誌の原稿料は、その会社の依頼に基づいて同社発行の雑誌に掲載するために執筆するので依頼元の職務として行うものであり、兼業報酬になります。したがって、兼業の手続が必要となり、その報酬が他の報酬などと合わせて年間100万円以上になる場合は、個人的な利益の自己申告の対象となります。ただし、製薬会社からの依頼を受けて寄稿する場合でも、新薬等を用いた成果等について治験や共同研究等の結果に基づいて執筆するのであれば、兼業ではなく、共同研究等の契約に基づいたものとして、上記「1」に述べた教員の本務としての原稿執筆として取り扱われる場合があります。

52. 兼業と学生アルバイト

Q 株式会社 A から自治体等の政策の検証作業に関する兼業依頼がありました。いくつかの地域を訪問して、インタビュー調査、資料収集などを行い、それをベースに一定の仮説を立て検証することとしています。検証作業の過程では、データ整理、グラフ化など単純作業的な部分については、学生アルバイトを想定。今回兼業として処理し、学生アルバイトの経費については、企業からの寄附金でまかなうという処理は、利益相反におけるアピアランス上の問題を生じますか。

A 教員の兼業は、それが教員の専門的知識による社会貢献の一つであると考えられ、したがって社会的な意義を有するとしても、学外の企業又は団体・組織のために学外で行われる活動であり、教員の本来の職務とは截然と区別される教員の私的活動となります。兼業が学外で行われる教員の私的活動であるが故に、本学から支払われる教員の給与とは別に、企業等から教員に対して報酬が支払われることがあり得るのです。

このような性格を持つ教員の兼業に関連して、当該業務の一部を遂行するために、大学に対して提供された寄附金（企業等と学長との間の寄附金契約に基づいている。）により学生アルバイトを雇用し、データ整理、グラフ化などの単純作業を行わせることは、教員が自らの私的業務のために大学の資金を使用して学生を働かせることになり、利益相反上問題があるばかりでなく、学生に対する教育的配慮を欠き、さらには、大学の資金を私的に使用する結果ともなり得ます。

業務の内容が、自治体等の政策の検証作業ということであれば、通常は大学に対する委託研究（受託研究）として大学と企業との間の契約に基づいて実施することが望ましいと考えます。ただし、この場合でも、学生が受託研究に参加する場合は強要するなどのことがないよう、事前に学生に十分説明をして納得を得た上で関与してもらうことが必要です。本学と雇用関係のない学生が産学連携活動に参加するなどにより生じた知的財産権についての「プログラムの著作物等の著作権譲渡誓約書」の「3」なども参照してください。

（以下の URL 参照）

<https://www.sanrenhonbu.tsukuba.ac.jp/wp/wp-content/uploads/pdf/5-9gakuseituchi.pdf>

また、学生が産学連携に関与する場合は教育研究上意義のある場合であるべきなので、単純作業にとどまらず、学生にとってメリットのある関わり方とするべきであると考えます。

仮に、これまで同様兼業として行うのであれば、当該業務は学外で行われる私的業務であることに留意し、自らが指導している学生をアルバイトとして雇用することは慎むべきであると判断します。

53. 企業と共同主催の講座の開催

Q 筑波大学の A 専攻と株式会社 B とが、社会人向け講座の開催を共同企画しました。実施主体は株式会社 B で、講師陣は A 専攻所属の教員数名であり、約半年間の間に 10 日間のコースを開催。受講料は 1 人当たり数十万円。場所は、専攻の教室を使いたいと考えています。このようなプログラムを、筑波大学と株式会社 B との共同研究として実施したいと考えていますが、このことは可能でしょうか。

A 今回のように社会人向け講座を筑波大学と株式会社 B との共同研究として実施するとしながら、10 日間のコースで受講料を 1 人当たり数十万円取るとすることは、以下のように問題が多いと考えます。

国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）35 条では独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）3 条が準用されて「業務の公共性」が規定されています。また、同法には学校法人（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）26 条 1 項）と異なり収益事業に関する規定がなく、運営費の相当部分を運営費交付金によって支えられている国立大学法人としては、国立大学法人法 22 条 1 項に規定する業務の実施に附随して収益を「伴う」事業を実施することはできても、収益を目的とする事業は実施できないと考えられています。このため、本学の共催及び後援に関する規則でも、共催等の要件として営利事業でないことが規定されています（同規則 3 条 4 号）。今回のように、10 日間のコースで受講料を 1 人当たり数十万円取るとすることは、関係者の意識としては収益を目的としていないとしても、少なくとも外部の第三者から見た場合には、収益を目的とする事業と受け取られても仕方のない外見を有しています。また、場所についても、本学財産管理規則で、「営利を目的としない場合で、講演会、研究会等で使用する場合」に本学財産を貸し付けることができるとしており同規則別表第 3（第 10 条関係）（11）、今回のようなケースでは、実施主体が企業でもあり営利を目的とした事業と受け取られるために、この規定の適用は困難と思われます。

以上のことから、今後、このプログラムを実施するためには、次のことを検討する必要があります。

1. 筑波大学と株式会社 B の共同研究として社会人講座を実施しようとするのであれば、筑波大学と株式会社 B の共同主催で、かつ、受講料を無料か、又は、少なくとも実費徴収程度に抑える必要があり、そうであれば、研究成果の試験的实施とその結果の検証として共同研究の一部であると主張することが可能となります。この場合は、場所として、専攻の教室を使用することも研究活動の一環として可能であると考えます。
2. このプログラムを、株式会社 B が実施主体となり、かつ、受講料を数十万円取るのであれば、学外で実施しなければならず、かつ、関与する教員については、兼業の手続を取ることが必要となります。

なお、企業との共同研究とは無関係に部局において社会人向け講座を実施することが目的であるのであれば、2016 年に筑波大学エクステンションプログラム実施要項が制定されたので、当該要項に従って実施することができます。この場合、同実施要項の「5」により、副学長（産学連携担当）が必要と認めるときは、本学の役員又は学外の学識経験者等を講師として委嘱することができます。

54. セミナー開催を業務とする企業の学内施設利用

Q 技術セミナー開催やコンサルティングを業務とする株式会社 A から、企業のエンジニアを対象としたセミナーと研究室の機器のデモ見学について依頼を受けました。セミナーでは、既に発表されている技術や研究内容について研究者本人から体系的に解説してほしいとのことです。株式会社 A は受講料として参加者から 4～5 万円を取ります。学術指導契約等で契約できないでしょうか。

- A**
1. 株式会社 A が主催するセミナーを学術指導契約により実施することは可能かどうかについて
 - (1) 学術指導については、本学外部資金研究取扱規則第 2 条 3 号に定義がありますが、企業等からの委託により指導料を受け入れて、本学の教員等が特定の課題について教育、研究及び技術上の専門知識に基づき行う指導とされています。すなわち、ここで留意しなければならないのは、企業の本来の業務がまずあって、それに対して教員等が指導するというのが学術指導の本質だということです。
 - (2) これに対して、株式会社 A が主催するセミナーの講師になるということは、同社の本来の業務の核心を担う（つまり同社の業務の主役になる）ということであって、この行為は単なる指導とはいえません。
 - (3) つまり、結論としては、株式会社 A が主催するセミナーを学術指導契約により実施することは不可能だということになります。もし、これを無理やり実施すれば、本学学術指導取扱規程に違反することになります。
 2. 株式会社 A が主催するセミナーの講師になるにはどうすればよいかについて
 - (1) このケースは、Q&A No.53 に類似しています。それは、「企業と共同主催の講座の開催を筑波大学と株式会社 B との共同研究として実施したいが、このことは可能でしょうか」というものですが、結論として、共同研究として実施するのは不可能であり、実施するためには以下に従う必要があるとしています。「筑波大学と株式会社 B の共同研究として社会人講座を実施しようとするのであれば、筑波大学と株式会社 B の共同主催で、かつ、受講料を無料か、又は、少なくとも実費徴収程度に抑える必要があり、そうであれば、研究成果の試験的実施とその結果の検証として共同研究の一部であると主張することが可能となります。この場合は、場所として、専攻の教室を使用することも研究活動の一環として可能であると考えます。」
 - (2) 仮に、筑波大学の施設を利用して株式会社 A が主催するセミナーを実施した場合、実施内容はともかく、株式会社 A は Web 等で筑波大学の名称を利用してセミナーの宣伝をするでしょうし、公益に資すべき国立大学法人が特定の一企業を支援している外観を呈することになります。
 - (3) 筑波大学の教員等が株式会社 A の主催するセミナーの講師を務めるのであれば、当該教員は兼業の手続きを取り、かつ、場所は学外で開催する必要があります。セミナー参加者に、筑波大学の設備を見学させて説明を受けたいということについてはどう考えればよいのでしょうか。これについては、やはりこのセミナーが株式会社 A の主催するものであり、かつ、同社がそれを営利事業として実施している以上、その一環として本学の施設設備を本学の教員等の説明を受けながら受講生に見学させたいという要請に対しては、国立大学法人の業務の公共性に違反し、特定の企業を支援することになるので、国立大学法人としては認められない、ということになります。

55.学内施設を利用した有料トレーニング

Q 自分の兼業先である親族が経営する会社が事務局となって、筑波大学のグラウンドで年会費（約6万円）・月会費（週3回で約1万円）を取ってスポーツトレーニングを実施したいのですが、可能ですか。

A

1. 本学財産管理規則との関係

この会社の事業に財産貸付けをするとすれば、本学財産管理規則別表第3（第10条関係）（11）「営利を目的としない場合で、講演会、研究会等に使用する場合」を適用することになると思われますが、この規定によれば、営利事業に本学施設を貸し付けることはできません。しかるに、本事業の実施主体は営利企業であり、本事業は、毎月高額の指導料と年1回の用具・施設の使用料を徴収する営利事業であるので、当該事業に本学の施設を貸し付けることはできないと言わざるを得ません。なお、同じく本学財産管理規則別表第3（第10条関係）に「（8）法人の研究成果を活用した事業（当該事業に係る創業の準備を含む。）を行う民間事業者又は個人に当該事業の用に供するために施設を使用させる場合」とあり、このスポーツトレーニングが本学の研究成果を活用した事業と解されるのであれば、本学グラウンドをスポーツトレーニングの主催企業に一定の条件の下に貸し付けることの可能性が出てくると思われるかもしれませんが、今回のケースについては、次の2. に説明しているように、利益相反問題が生じることになり、グラウンドの貸付けは困難であると言わざるを得ません。

2. 利益相反状況が生じている可能性

本事業は、本学教員の親族が代表者である会社が主催し、本学教員が監修をしているスポーツスクールの事業に本学グラウンドを貸し付けるものであり、外部から見た場合に、本学教員がその職務上の地位を利用して親族が経営する会社に便宜を図り、それによって同社の利益を増大させることにより、教員自らも利益を得ていると受け取られる可能性があります。このような外部からの見方は、公益を推進すべき存在である国立大学法人が特定の教員に不当な利益を得させているという誤解を生むおそれがあり、ひいては、本学の社会的信用を棄損する可能性があるため、利益相反マネジメントの観点からは、本学としてはこのような貸付けを行うべきではないと判断されます。

普通の民間企業でも、例えば社員が自分の勤務する会社の会議室を借り受けて自分の親族が経営する会社の事業を行うということは通常では考えられません。これが大学で許可されるのであれば、大学で塾を開いて大学の看板で利益を得ることも可能になります。結論として、本学の規則や利益相反マネジメントの観点から認められません。

なお、本件は別として、国立大学法人法の一部改正で34条の2が追加されたことにより（平成29年4月1日施行）、大学の教育研究水準の一層の向上のために必要な費用に充てるために、文部科学大臣の認可を受ければ、国立大学法人の業務に関与しない用途として、将来的に大学で使用予定はあるものの、当面使用が予定されていない土地等を、第三者に貸し付けることが可能になりました（財産管理規則別表第3（第10条関係）（1））。想定されるケースとしては次のようなものが挙げられています。

- 借りた土地の上に民間事業者が建物を建設し、その建物を他の事業者へ貸し付けてテナントとして入居させる
- 借りた土地に学外者が主に使用する駐車場を設置する
- キャンパス内の既存施設を借りてオフィスや店舗として利用する

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/046/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2017/06/27/1386976_02.pdf

56. 企業側の負担なしの共同研究契約が締結されている場合の共同利用機器の利用

Q 共同利用機器に関しては、学内利用と学外利用の二つの態様があり、それぞれ利用料金が異なります。本学教員が CEO である大学発ベンチャーとの間で企業側の負担なしの無償の共同研究契約が締結されていて、同社の社員から企業等共同研究員として学内利用申請が出されている場合、無償の契約であっても、大学が受け入れた共同研究員になるので、「学内料金での利用が可能」と判断してよいのでしょうか。また、共同研究契約書では、大学の研究担当者の研究実施場所が〇〇系となっていますが、共同利用機器が〇〇系外に設置されています。この場合であっても同機器を利用可としても問題ないでしょうか。

A 1. 共同研究契約が締結されている場合であっても、企業から派遣される共同研究員を本学が受け入れて本学の施設設備の利用を認めるためには、研究料（年額約 40 万円余り）の支払を受ける必要があります。この研究料の支払がない場合は、企業の研究員は自社の中でのみ研究活動を行うのであって、本学の施設設備を無償で利用することはできません。したがって、共同利用機器の関係では学外利用になると解釈されます。

2. 企業側が、大学に派遣した社員について上記の研究料を支払っている場合は、本学の施設設備の利用にあたっては学内者と同一の立場に立つことになり、大学の研究担当者の研究実施場所は〇〇系であって、他方共同利用機器が〇〇系外に設置されていても利用可ということになります。（本件では、研究料を支払っていないので、上記「1」に記載のように学外者としての利用になります。）

57. 企業提案の ICT 情報交流会の学内での開催

Q A 株式会社から学内において ICT 情報交流会を開きたい旨の相談がありました（開催期間 1 日）。同社から最新の ICT 機器を扱っているメーカー等に声をかけ、デモを兼ねて展示を行い大学の教職員、学生への情報発信や情報交換を行うこと、将来の産学連携やインターンシップの協力にもつなげていくことを目的としているということです。仮に実施する場合は施設使用料を A 株式会社から納めてもらうこととしています。営業活動は行わないという条件ですが、利益相反上の問題はないでしょうか。

A 結論からいうと、今回の A 株式会社からの提案には問題があり、開催可能とはいえないと考える。国立大学法人の業務は国立大学法人法に明確に定められており、同法 22 条 1 項 1 号から 10 号までの各号に規定する業務及びそれらに附随する業務に限定されています。今回の A 株式会社の提案は「ICT 情報交流会のご提案」とあるように「交流会」を名目としていますが、実際には情報関係の企業による大学向けの商品展示会であり、大学の施設を借りて行う特定企業の商品の宣伝を目的とした事業であると理解せざるを得ません。

今回の営利企業の商品展示会は教育研究活動上必要であるとも考えられず、ましてや常識的に言って教育研究活動の効果の最大化に寄与するとも言えません。

また、大学自身の教育研究活動の普及（大学の生み出した技術の普及）ではなく、企業の事業の宣伝が目的となっています。

さらに、商品展示会は、大学の広報、教職員の福利厚生、法人の資産の有効活用等を目的とした、法人の内部管理業務の範ちゅうに該当するものでもありません。

A 株式会社の提案目的は二つ記載されていますが、一つ目の「将来の産学連携」につなげたいのであれば、企業側から技術開発上の問題点を提示し、共同研究につなげる相談会を本学が主催してやるべきです。

また、A 株式会社のもう一つの目的である「インターンシップ」につなげていくということであれば、本学のインターンシップ担当の部署が主催し、インターンシップを求める企業を集め、そこで各企業を紹介するためにパネル展示や一部商品を展示するということができればあり得ると考えます。

結論として、今回の提案内容は「交流会」と銘打っていないながら、実際には企業側が主催した商品展示会であり、国立大学法人の施設使用は認められないということになります。

58.民間企業からの遺伝子組換え実験の安全審査の依頼

Q 民間企業から、遺伝子実験センターの教員あてに、遺伝子組換え実験に係る審査や承認、教育訓練等についての業務を、筑波大学の遺伝子組換え実験安全委員会に有料でもいいので依頼できないか、という話が来ています。これは利益相反に当たりますか。

A 民間企業から、遺伝子組換え実験に係る審査や承認、教育訓練等についての業務を、筑波大学の遺伝子組換え実験安全委員会に依頼し、それに対して報酬を支払うということについては、そもそも当該業務を引き受けることができるという学内規則上の根拠があるのであれば、その「報酬」の金額が実費相当額など適正である場合には、利益相反上の問題はあまり考慮する必要がないものと考えます。

ただし、利益相反問題以前に、そもそも当該業務を遺伝子実験センターで引き受けることができるのかどうかという点については、本学規則等に照らすと疑問が残ります。

筑波大学遺伝子組換え実験安全管理規程では1条で「国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における遺伝子組換え実験等の計画及び実施について」のことでしか定めておらず、他所で実施される実験については何ら規定を設けていません。

そもそも筑波大学の遺伝子組換え実験安全委員会は、学内に設置された安全審査に関する委員会として、学内の実験施設の設置、管理等、遺伝子組換え生物の保管、運搬、譲渡等、並びに実験従事者の登録、教育訓練、健康管理など、学内の遺伝子組換え実験に関係する事項について、学長の諮問に応じて調査し、審議し、及び学長に助言を行うことを任務としています。

このように、遺伝子組換え実験安全委員会は、安全委員会としての本来の性質上、自らが責任を負うことのできる範囲の事柄、すなわち、学内における遺伝子組換え実験等の計画及び実施についてのみ、対象とすることができるものであり、学外からの依頼により、他所で行われる実験の審査・承認を行うことはできないものと解されます。

ただし、依頼のあった事項のうち、教育訓練等については、研究能力の向上を図る目的であって、かつ、遺伝子実験センターとして受入れ可能であれば、受託研究員として本学研究員受入規則に基づき受け入れることができるものと考えます。

59.部局のウェブサイトでの企業のバナー広告

Q 学生支援・研究教育の拡充のため、〇〇系に企業のバナー広告を掲載し、少しでも収入を増やしたいと考えています。バナー広告は、たとえば県のWebサイトのようなイメージです。これに関する本学の規約等はどうなっていますか。

A 学術情報ネットワーク SINET は、日本全国の大学・研究機関等の学術情報基盤として国立情報学研究所(NII)が提供しているネットワークで、学術コンテンツを提供することがその使命となっています。国立情報学研究所学術情報ネットワーク加入規程6条1号及び2号の規定はこのネットワークを日本国内の大学や研究機関等に無償で提供するための大前提になっており、国立大学の通常のホームページ上で、民間企業の広告を掲載することは加入規程違反になると考えられます。

○国立情報学研究所学術情報ネットワーク加入規程(平成16年4月1日制定、最近改正平成30年11月15日)(加入に当たっての遵守事項)

第6条 加入者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 研究・教育並びにその支援のための管理業務以外の目的にネットワークを利用しないこと。
- 二 営利を目的とした利用を行わないこと。

https://www.sinet.ad.jp/wp-content/uploads/2018/11/201811_kanyuu-kitei.pdf

当然のことながら、本学のガイドライン「筑波大学におけるWeb公開ガイドライン」(平成20年9月26日、情報環境委員会決定)の「3」でも上記条文が引用されており営利目的の使用は禁じられています。

https://oii.tsukuba.ac.jp/wp-content/uploads/sites/29/campus-only/a14_webkoukaigaido.pdf

そもそも学術専用のネットワークは非営利目的で使用されることが国際的に認知されています。学術目的のみの利用であるからこそ、SINETは莫大な設置費用と維持費用をかけながらも、国民の税金で大学等の研究機関により無償使用されることが支援されているのです。こうした本来の目的を考慮すれば、営利目的の使用そのものである企業広告の掲載はSINETの本来の目的に沿った加入規程の解釈からは認められないものと解されます。

国際的に見ても、大規模な私立大学やThe Times Higher Education発表の世界大学ランキングの上位10大学のホームページのトップを調べてみても企業の広告を掲載しているような大学は存在しません。学術目的（非営利目的）で導入されたネットワークは学術コンテンツのみを流通させるものであるという理解が大学間で成立しているといえるのではないのでしょうか。

2016年5月には本学の財務担当部署とも話し合いをもって、筑波大学ではホームページに広告を出さないということで結論を出しています。

60. 本学の研究ポータルサイトに英文校正・翻訳会社割引サービスのリンク付け

Q 本学で利用度の高い英文校正会社の割引サービスを提供するため、本学の研究ポータルサイトに、「英文校正会社」あるいは「英文校正及び翻訳割引サービス」のリンクを設けて、そのページの企業名をクリックすると、各企業の筑波大学専用ページサイトに飛び、そこから割引された英文校正や翻訳の発注ができるようにする計画があります。最終的に計4社の割引サービスを紹介することができる可能性があります。これについて、利益相反の問題がありますか。国立大学法人〇〇でも同様のことをしているようです。

A 本学が加入している情報ネットワークであるSINETについては、学術情報ネットワーク加入規程があり(https://www.sinet.ad.jp/wp-content/uploads/2018/11/201811_kanyuu-kitei.pdf)、その6条に「営利を目的とした利用を行わないこと。」という規定が設けられています。本件の場合、営利を目的とした利用とはいえないと考えられますが、それでも利益相反マネジメントの理念を考えると、外部から見た場合にそのように誤解されるおそれがある場合は、極力そうした誤解の余地をなくしていくことが求められます。

国立大学法人〇〇の例では、〇〇大学のホームページの英文校正等の割引サービスの箇所をクリックすると、具体的な情報は学内限定とされ、IDとパスワードを要求されます。つまり、具体的な会社名は学内の構成員しか見られない仕組みとなっています。

このように、具体的な会社名が外部から見られないようになっており、会社名が出てくるのは学内専用ページに限定されるのであれば、学内の学生・教員に向けた研究支援サービスとして利益相反マネジメントの観点から見ても、個別の会社名の掲示は研究支援の目的のためとして許容される範囲と考えます。

61. 施設建設を請け負った企業とのネーミングライツ契約

Q PFI事業により学内施設の整備を行っていますが、その事業者の代表企業にネーミングライツを付与することで事業費の支援をしてもらうため当該企業と協議する予定です。寄附金を受領し、謝意として期間限定のネーミングライツを付与するスキームです。これについて利益相反上の問題がありますか。

A 1. ネーミングライツの取得を条件とする寄附金の受入れに伴う問題点について
結論からいうと、本案件のスキームには次の2点について問題があります。

- (1) 寄附金に対する謝意として寄附元にネーミングライツを設定することは、本来対価性を求めない寄附金の趣旨に反するおそれがあること。
- (2) さらに、その寄附元がPFI事業における本学との契約者であり、利害関係者にあたり、組織としての利益相反上も問題があること。

【解説】

・上記「(1)」について

寄附というのは一方向のもので、見返りを期待することがあってはならない、つまり、寄附に対価性を持たせてはならないということから、今回の案件では「謝意」としてネーミングライツを付与するという回避策が取られたものと考えられますが、これは、事実上の対価にあたり、これを認めれば、寄附

を行った相手方企業等に何にでも「謝意」として対価性を持たせることができるようになることが懸念されます。寄附金に対価性を持つ義務が伴うことは、寄附制度の趣旨を逸脱するおそれがあります。

文部科学省の事務連絡「国立大学法人等が実施することのできる「収益を伴う事業」の考え方について」（平成 28 年 3 月 31 日）の別紙 4 ページに「施設・設備等に命名権（ネーミングライツ）を設定すること」とありますが、これは「寄附に対する謝礼として」とは書かれていません。「寄附に対する謝礼として」認められるのは、せいぜい「民間企業等の広告を・・・学内掲示版に掲載する」というレベルです。

・上記「(2)」について

今回の寄附の相手方とは筑波大学と施設整備事業の契約をしており、組織としての利益相反が疑われるおそれがあります。つまり、実態はそうでないとしても外部の一般市民から見た場合に、当該企業が PFI 事業の契約相手方であることから、本学が事業委託者としての優越的地位を利用して寄附金の提供を強請したのではないか、あるいは、事業落札の前から本学と当該企業との間で寄附金提供の事実上の合意があったのではないか、というように、PFI 事業による施設整備等契約自体や寄附金の贈与契約についてその正当性に対する疑念を生じかねないという心配があります。

また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（独占禁止法）への抵触のおそれについても考えるべきです。独占禁止法 2 条 9 項 5 号ロに、「不公正な取引方法」の定義として、以下の規定があります。

「ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。」

なお、今回のようなネーミングライツの設定と、戦前から行われてきた基金や施設を寄附した場合の寄附者の名称付与は異なるのか、あるいは同じなのかが問題となります。結論をいえば両者は全く性質が異なり、したがって、両者の取扱いが異なるのは当然のことといわなければなりません。後者については、名称の付与は経済的価値を持つものではなく、大学による寄附者側に対する顕彰であって、寄附と名称の付与とは対価関係を持たないといえます。両者の違いを整理すると以下の表のようになります。

区分	ネーミングライツの設定	基金・施設への寄附者の名称付与
名称付与の目的	寄附者側の広告活動	大学による寄附者の顕彰
名称の経済的価値	有り	無し
名称付与と寄附金の関係	対価性有り	対価性無し

2. より問題の少ない方式によるネーミングライツの設定方式について

上記「1」に比較してより問題の少ない方式としては、ネーミングライツ取得を条件とする寄附金方式ではなく、ネーミングライツの設定とその対価の支払等を内容とする契約（債権設定契約）を本学と相手方企業との間で締結することが考えられます。前掲の文部科学省の「収益を伴う事業」に関する通知においても、「施設・設備等に命名権（ネーミングライツ）を設定すること」自体は、「国立大学を設置し、これを運営すること及びその付帯業務」（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）22 条 1 項 1 号及び同条同項 10 号）として認められていますので、そのための契約を正面から規定し、締結することは問題がないと考えられます。

ただし、利益相反マネジメントの立場から言えば理想的には、特定の企業に偏るという印象を持たれないように、あらかじめ条件を公表してどの企業も公平に参加機会を与えられるよう公募し、その中で当該企業が提案してくるという形式が望ましいといえます。それが難しい場合でも、少なくとも、寄附金の提供という形式ではなく、上述のように、ネーミングライツ設定契約という形式を取るべきであると判断します。

なお、2017 年に国立大学法人筑波大学ネーミングライツ事業規則（平成 29 年 6 月 22 日法人規則第 23 号）が制定され、契約によりネーミングライツ事業を行うことについてルール化されました。

62.製薬会社の共催による講演会等の資金援助と宣伝

Q 附属病院がレジデント（附属病院の研修医）を対象として講演会・レクチャー等を開催する場合に、製薬会社等の業者を共催者の形態で加えることは可能ですか。（なお、今回のケースは、筑波大学レジデントレクチャーとしてレジデントに1単位を与える。）また、製薬会社等を共催者とした場合に、当該レクチャーの冒頭で10分程度の時間を取り、会社の概要や製品の紹介を行わせることは可能ですか。なお、今回はレクチャーを学内で開催しますが、もし外部で開催する場合に、共催者である製薬会社に外部施設の使用料を負担させることは可能ですか。また、外部講師等に対する謝金を製薬会社に負担させることは可能ですか。なお、当日は製薬会社が経費を負担して軽食を配付する予定です。

A 国立大学法人については国立大学法人法の規定によりその公共的性格が規定されていることから、営利企業とは一線を画するのが原則となっています。したがって、国立大学法人筑波大学（その教育研究組織を含む。）が営利企業と事業を共催し得るのは、共催しなければならない必然性があり、共催することについて学外からの疑惑を招く心配のない例外的な場合、例えば、本学と特定の企業との間の共同研究の成果を合同で発表する場合など、極めて限られた場合にのみ認められると考えられます。この場合に、当該企業が製品紹介等宣伝を行うなどは共催事業として認められることはありません。また、共催が認められる例外的な場合についても、世間の疑惑を招いてはならないという意味で、施設の使用料や講師の謝金など、必要な経費はすべて折半することが必要です。また、企業による軽食の配付などもあり得ないことです。本件の場合は講演会等に類するものであって、上記に記載したような、例外的に企業との共催が認められる場合に該当しないことは明白です。しかも、本学の施設内で行うセミナー等において、特定の営利企業の宣伝に類する行為を行うことは、本学と特定の企業との癒着を類推させ、ひいては、仮に将来本学において当該企業の新薬の臨床研究や治験などが行われる場合には、当該研究の正当性についての疑念を生じさせる懸念すらあるということが出来ます。したがって、本件については、以下が結論です。

1. 製薬会社とのレクチャー等の共催は認められないこと。
2. 製薬会社による会社概要及び製品の紹介は認められないこと。
3. 製薬会社による謝金等の支払及び軽食の配付も認められないこと。

63.国の補助金事業に関連したセミナーへの企業からの資金援助と宣伝

Q 筑波大学が文部科学省の事業に採択され、十余名の研究者が雇用された中の一人として、この事業のセミナーシリーズを担当することとなりました。当該事業において、企業からセミナー1回につき3万円の寄附を受けることとし、その見返りに、支援者として会社名をポスターに載せるほか、その回のパンフレットに広告を掲載するということができるでしょうか。支援するセミナーの回数は1回でも複数回でも可能で、もし希望するのであれば当日支援企業の短い挨拶をしていただくことも考えています。

A 本件については、主催者が国立大学法人筑波大学であり、筑波大学がその経費の主要な部分を負担すると仮定した場合には、以下のように考えられます。

筑波大学が主催するセミナーについて、その経費の主要部分を筑波大学が負担する場合に、経費の一部について、企業から寄附を受けること自体は問題がありません。その際に、寄附の受取方として、最も推奨されるのは、大学に対する正式の寄附金として受け取ることです。国立大学法人に対する寄附には国に対する寄附と同様の税制上の優遇措置があるので、企業側から見た場合のメリットもあります。この寄附金については、事務室が経理を行い、その用途は寄附者の寄附の趣旨に沿ったものでなければなりません。

筑波大学に対する正式の寄附の場合に、その寄附をした企業名をセミナーのポスターに掲載することは、大学に対する寄附金について透明性を確保するメリットがあり、利益相反マネジメントの観点からは問題がなく、むしろ推奨されるべきものです。また、セミナーのパンフレットに広告を掲載することも、それが過大なものでなければ許容される範囲であると考えられます（平成28年3月31日付け文部科学省高等教

育局国立大学法人支援課研究振興局学術機関課事務連絡「国立大学法人等が実施することのできる「収益を伴う事業」の考え方について」、別紙 p.4)。ただし、さらに支援企業がセミナーで短い挨拶をすることは、文部科学省が支援する国立大学法人主催事業であれば、寄附の謝礼の範囲を逸脱していると考えられます。国立大学法人の場合、国立大学法人法の規定により業務の公共性が規定され、適正にその業務を運営するように努めなければならないとされていることを考慮しなければなりません。

なお、本件は別として、2017 年に本学に広告掲載等取扱規則が制定されました。本学が作成する広報誌、冊子類、封筒等に民間企業等の広告を掲載する場合のルールであり、公正性を保つために、広告掲載の実施に当たってはホームページ等により広く募集して行うなどの要件が定められています。

64.企業支援による企業製品に関わるコンテスト

Q A 製薬会社が科学雑誌の裏表紙を 20 回分以上広報用に買い取ることで、できればビジュアル的にインパクトのある広告を掲載したいと考えています。そこで、筑波大学内に事務局を置く B 研究会が主催、A 製薬会社がスポンサーという形で、サイエンスイラストのコンテストを開催し、A 製薬会社が広報したい五つの製品について、その内容を科学的に正しく表現できているサイエンスイラストの作品を公募・審査し、その中から受賞作品を選抜してほしいという依頼が来ました。そのために寄附金 50 万円を筑波大学に振り込み、賞金と審査員の旅費・謝金等を支出するという提案です。これは実施可能ですか。

- A**
1. 今回のサイエンスイラストのコンテストは、A 製薬会社の製品の売上増大を目指す宣伝活動の一環であるので、同社の営利目的の活動になります。これは例えば、著作権法 38 条 1 項の「営利を目的としない上演等」に該当するかどうかの判断の際に、「企業の宣伝用の無料コンサートは宣伝による売上増大という営利目的を有しており」、同条の適用を受けない、とされるのと同様です。（中山信弘「著作権法」p.276、有斐閣、2007 年）
 2. 国立大学法人は、国立大学法人法により、業務の公共性が規定されており、企業の営利活動そのものを行うこと（企業の宣伝活動の一部を担うこと）は認められていません。（国立大学法人法 35 条による独立行政法人通則法 3 条の準用）
 3. したがって、筑波大学が A 製薬会社から寄附金を受け入れて、そこからサイエンスイラスト・コンテストの費用を支出することはできません。

結論として、この事業を実施するとすれば、以下の方法によるほかありません。

(1) 任意団体である B 研究会が実施

- ア．活動資金の 50 万円については、任意団体である B 研究会が支払を受け、同会から必要な賞金等の支払を行うこと。この場合、教員は、B 研究会の活動と教員としての本来の活動を峻別する必要がある。
- イ．今回のサイエンスイラスト・コンテストの募集案内等の宣伝活動は、筑波大学のホームページで行わないこと。募集案内等の宣伝を行うとすれば、任意団体である B 研究会のホームページを筑波大学の加入している SINET とは別個に立ち上げて、そこで行う（。本学のネットワークは国立情報学研究所が運営する SINET に加入して成立しているが、国立情報学研究所学術情報ネットワーク加入規程によれば、「営利を目的とした利用を行わないこと」が規定されている（同規程 6 条 2 号）。）

(2) A 製薬会社が主催し、B 研究会が協力する

- ア．A 製薬企業が直接ホームページ等で募集を行い、賞金を支払う。
- イ．その審査に B 研究会が協力し、関係する会員等が個別に学内の兼業手続を経た上で審査委員を引き受ける。
- ウ．このような企業等の営利団体が行うコンテストへの応募依頼については、これまでも学内でのポスター掲示や募集要項を置くなどは、学生等への様々な機会提供という意味で行ってきている。ただし、上述のように、本学が加入している SINET の加入規程に基づき、ネットワークに関しては営利を目的として利用することができないので、B 研究会のホームページでコンテストの情報提供を行おうとすれば、B 研究会のホームページを筑波大学の加入している SINET とは別個に立ち上げてそこで行う必要がある。

65. 企業から研究室に持ち込まれた機器

Q ある研究室に、企業から機器が持ち込まれ、研究室でデータを取得して、学会誌に報告する事例があります。無償なので、筑波大学が企業に対して利益供与をしたような批判を受けないか心配しています。有償の共同研究にしておく方がよいのでしょうか。

A この件は機器のみならず医薬品などでも多くの事例が見られ、教員が企業から無償提供を受けている事例は多いと考えられます。（つまり企業から支払を受けるどころではなく、大学が企業に支払う必要のある場合もあるのではないかとということ。）

これらの場合、教員の業績になるのは無論のこと、大学がその社会的責務を果たすという面があるのも否定できません。大学の基本的スタンスとしては、何の契約等もなく行われるというより、機器の場合は共同研究契約を締結することが望ましいことは間違いありませんが、共同研究契約を締結する場合、個別のケースによって、無償か有償かを判断する必要があると考えます。

つまり、企業側が得る利益の方が大きく、かつ、企業側が依頼してくる場合は有償とし（この場合教員の意向も十分考慮する必要があります。）、大学側も企業側も等しく利益を得るのであれば、双方が無償で契約を締結するというのが妥当です。

一方、これは成果有体物として処理することも可能であると考えられます。つまり、成果有体物には今回のような機器も含まれると解釈されるので、企業から当該機器を受け入れて測定を行うことが学術研究であると解釈されることが可能であるならば、本学成果有体物取扱規程5条の規定により（5条の類推解釈により）、個々の教員の判断により、企業からの受入れを行うことができると解釈することができます。

（学術研究を目的とする提供または受入れの取扱い）

第5条 創作者は、学術研究のために必要があると判断した場合には、法人の職員又は法人以外の機関との間で、成果有体物の提供（譲渡又は貸付をいう。以下同じ。）又は受入れ（譲渡又は貸付を受けることをいう。以下同じ。）を行うことができる。

第5条 前条の規定により創作者が法人以外の機関との間で成果有体物の提供又は受入れを行う場合において、当該法人以外の機関が法人との契約の締結を求めるときは、法人と法人以外の機関との契約に基づき、これを行うものとする。

もし共同研究を組織する状況ではない場合は、以上の処理も可能ということです。

66. クロスアポイントメント制度による雇用で留意すべき点

Q

本学教員2名により民間企業とのクロスアポイントメントを以下の状況で実施する計画があります。

- ・相手企業：株式会社 A
- ・X 事業を筑波大学と連携して実施。この事業の中で株式会社 A の出資で B 営利法人を設立したり、筑波大学教員が役員を務める C 非営利法人が設立されたりしている。
- ・教員個人との共同研究の実績は、過去にはあるが現在はない。

以上の状況で利益相反マネジメントにおいて留意すべき点は何でしょうか。

A

クロスアポイントメント制度による大学教員の雇用では、以下の点に留意する必要があります。

1. クロスアポイントメント制度を活用している教員個人の利益相反マネジメントについては、それぞれの勤務時間、内容、従うべき規則等を峻別するということが基本になります。
2. 特に問題になるのは知的財産の帰属です。それを明確にするために毎日の研究結果をラボノートに記載し、証拠を残しながら大学と企業との業務の切り分けをしていくことが必要となります。
3. 株式会社 A と筑波大学との間に役務提供・物品購入や共同研究などの契約を締結する場合は、当該教員は契約締結（意思決定）に関与しないことが必要です。B 営利法人など、株式会社 A と関連のある企業との契約などにも関与しない方がよいと思われます。また、当該契約を締結しなければならない理由を外部に明確に説明できるようにしておくことが必要です。
4. 上記「1」に記載したとおり、当該教員は大学の教員としての活動と企業の従業員としての活動を明確に区別することが求められます。大学の活動そのもの以外の企業の活動を大学の施設設備を利用して行うなど混同するようなことがないように注意しなければなりません。また、企業側の研究者が何らの手続もせずに大学の教員側の研究室に入り、その設備・消耗品などを使って研究するなどのことも起こり得るので、注意する必要があります。
5. 本学には利益相反規則により、定められた条件に該当するときは、自己申告書を提出する義務があります。所定の手続（Web 上での入力）により、自己申告を行ってください。
6. 株式会社 A とはクロスアポイントメント制度という教員の個人的な利害関係のみならず、X 事業や B 営利法人との関係など組織としての利害関係もあります。したがって、透明性の確保は極めて重要であり、外部から疑念を持たれないよう、今後とも、筑波大学と株式会社 A や C 非営利法人、B 営利法人との関係について、少なくとも会計監査において常時説明できる体制を整備しておく必要があります。また、当然のことながら、今後、株式会社 A の事業との関連性を持つ内容の論文等を発表する際には、株式会社 A との金銭を含む利害関係についてそれぞれの学会や学術雑誌の定める基準に従い記載するようにしてください。

67.クラウドファンディングと指導学生との関係

Q クラウドファンディングを利用して寄附金を集める場合に、教員の授業科目の受講生や指導するゼミ学生からの寄附については利益相反に当たりますか。また、支援者に還元するリターンの資金について寄附金から支出することは問題ありませんか。

A クラウドファンディングを利用して不特定多数の人たちから資金の提供を求め、それを教員の研究費の一部に充てることについては、研究費の確保の手段の多様化を促進することにもつながり、特に大きな問題はありません。

ただし、利益相反の観点から見た場合には、教員の授業科目の受講生や指導するゼミ学生からの寄附を物理的に排除することは事実上不可能であるという点が問題として残ります。SNSを通じて不特定多数の人たちを対象として宣伝し、広く資金提供を求めるというのは問題がないと考えられますが、支援者の募集に当たっては、教員に対して弱い立場にある受講生やゼミ学生が負担に思ったり、不安に駆られたりすることがないように、細心の注意を払うことが求められます。このため、例えば、授業や指導の中で学生に対して自分の研究のためのクラウドファンディングを募集中であることを説明するようなことは避けることが望ましいでしょう。

リターンの資金について寄附金から充てることに関して、本来であれば、リターンの発注・作成・郵送事務等の負担を考慮すれば、事業者が実施してくれる方がより良いと考えますが、それが無理な場合は、大学側でやらざるを得ません。その場合に、リターンの資金に寄附金を充当できるようにするためには、事業者から大学への寄附に際してその資金の一部をリターン資金に充てることができる旨を寄附の条件として記載しておいてもらう必要があります。ただし、詳細については会計担当の所管になるので、事前に詰めておくよう推奨します。

68.クラウドファンディングの宣伝

Q クラウドファンディングを通して寄附を集めるために、教員がラジオ、TV等に出演してクラウドファンディングを行っているということを宣伝し、そのときにファンディング運営会社の社名を言ってもよいでしょうか。また、ファンディング運営会社が寄附を集めるために報道関係に連絡をして記者会見をセットして、その中で教員がコメントするのは問題ないでしょうか。

A 個人の興味に従った自由な研究（利害関係のある企業などもない）に対して寄附金を集めるための宣伝であって、寄附をするためにはどうしたらよいかということを具体的に説明する必要がある場合、ファンディング運営会社の社名を言うのはやむを得ないと考えます。

また、ファンディング業者が寄附を集めるという目的のために報道関係に連絡をして教員がコメントすることも問題ありません。そもそもクラウドファンディングの目的は当該教員の研究のための資金を調達することであって、そのためにファンディング運営会社に手数料を支払うという構造になっています。目的を遂行するために業者が協力的に動いてくれるということであって、特に問題はないと考えます。いずれにしても、このケースは自分の著書を紹介するときに併せて出版社名も言うというようなことと同じだと考えられます。

69. 企業のクラウドファンディングのリターンに教員が協力

Q 企業が実施するクラウドファンディングのリターンに本学教員が相談を受け付けたり個別指導やセミナーを実施したりして協力することは可能でしょうか。この場合、企業はクラウドファンディングで集めた資金を使って新商品を開発し、その効果を筑波大学との共同研究で検証しようとするものです。この共同研究契約は既に締結済みで、企業からの研究資金の提供はありません。

A 企業がクラウドファンディングで集めた資金を使って新商品を開発し、その効果を筑波大学との共同研究で検証しようとするのであれば、クラウドファンディングが成立して民間企業にきちんと経費の措置ができる状態になってから共同研究契約を締結すべきであり、すでに研究経費ゼロ円で共同研究契約を締結済みであるというのは問題があります。話の順序が逆転しているといわざるを得ません。

企業が単独で実施するクラウドファンディングのリターンとして教員が相談を受け付けたり個別指導やセミナーを実施したりすること及びこれらのことを同クラウドファンディングの Web サイト上に掲載することについては、特定の営利企業の資金調達のために筑波大学の教員が職務として協力したり、筑波大学の名称を使用したりすることにつながるもので、認められません。今回のように両者が共同研究契約を締結していたとしても、企業が新製品を開発するための資金を調達するためのクラウドファンディングであるので、共同研究契約は大学教員が教員の職務として企業の資金調達に協力する根拠にはなり得ません。

ただし教員が個人的に無償のボランティアとしてリターンに協力するということはあると考えます。そのときは筑波大学の名称を使用せず、Web 上では〇〇博士などという表記で、個人的な活動であるボランティアとして協力するということであれば可能でしょう。その場合は、あくまでもボランティアという私的な活動ですので、当然のことながら学内で相談を受けたり個別指導やセミナーを実施したりするなどのリターンの活動をすることはできません。

なお、本事案の場合とは異なりますが、仮に本学が主体となってクラウドファンディングを実施する場合には、クラウドファンディングを活用した寄附金調達実施要項（平成 28 年 9 月 30 日学長決定、改正平成 30 年 3 月 30 日）が制定されていることに注意する必要があります。本学の職員が教育研究等のためにクラウドファンディングを活用する場合はこの要項によるものとされており、クラウドファンディングを活用しようとする職員は、所定の申請書を作成のうえ、所属する部局長の承認を得て、クラウドファンディングによる寄附金募集開始予定日の 2 か月前までに財務部財務制度企画課に提出しなければならないこととされています。

70. 寄附金の受領と仕様策定委員への就任

Q 本年度執行した企業との IT 関係の賃貸借契約について、仕様策定委員になっている教員が結果的に落札業者となった者から寄附金を受けていましたが（過去 5 年間、年額 50 万円）、「利益相反」に該当し、仕様策定委員会をやり直す必要があるのか教えてください。

A 本件は入札を行った結果落札した企業から、当該入札物品の仕様策定委員に就任していた教員が寄附金を受領していたということですが、結論としては以下の理由により、利益相反の状況として問題とするに当たらないと考えられ、「仕様策定委員会」からやり直す必要はないと判断します。

1. 元来、本学の利益相反の基本ルールとして、「企業等から特定の個人的な利益を得ている職員等が存在するときは、（意思決定を行う際に）当該職員をその意思決定に参画させない」という意思決定に関する公正の確保のルールがあります。しかし、本学のルールで、「個人的な利益」とは、各系で取決めをしている人を対象とする研究に関する利益相反問題を除き、個人的に得た兼業等の利益（個人的収入）や株式等の保有（個人的保有）、企業からの給与の支給等を指し、今回の受領で問題となっている「寄附金」は含まれていません。また、2022 年 4 月 1 日施行の利益相反規則の改正により、「個人的な利益」の範囲は前述の兼業報酬、実施料等収入、給与、株式等の保有に加えて企業等から職員等に対して提供される法人（筑波大学）の管理下でない金銭、物品若しくは役務等であって職務に関連するもの又は職務の信頼性を損なうおそれのあるものが追加されましたが、本件寄附金は筑波大学で正式な手続を経て受け入れたものであり、本学の管理下にあると解釈され、対象外となります。
2. 国の機関の事例としては、例えば、厚生労働省薬事・食品衛生審議会薬事分科会「薬事分科会審議参加規程」（平成 20 年 12 月 19 日）では、寄附金等が過去 3 年度でいずれも年度あたり 50 万円以下の場合には議決に加わることができるという基準が示されています。これを参照基準として考慮した場合、今回の本学の事例は毎年 50 万円を超えない寄附金の場合であり、仕様策定委員会の議決に参加資格があると判断しても差し支えないと考えられます。
3. 同様の厚労省の事例として、「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針」（平成 20 年 3 月 31 日 厚生科学課長決定）においても、寄附金等の産学連携活動に係る経済的な利益が、同一組織から年間 200 万円を超える場合において COI 委員会等に内容を報告する、といった管理を行うという事例が示されており、この金額と比較しても、今回の本学の事例は過大な寄附金受入額とは言い難いと判断されます。

以上により、本学の利益相反規則に基づくルール及び厚労省における取扱いの事例から考えても、本件は利益相反の状況として問題とするに当たらないと考えられ、このまま調達を進めて差し支えないと判断します。

71. 複数大学における利益相反委員会の外部委員の就任

Q 筑波大学から利益相反アドバイザリーボードの委員の委嘱依頼が来ましたが、他の国立大学からも利益相反マネジメントの外部委員に就任することを依頼されています。もし支障がある場合は指摘してください。

A 利益相反アドバイザリーボードの委員に限らず利益相反委員会委員においても同様ですが、本学の職員の案件に関して当該他の国立大学との間で利益の衝突が起こり得るような立場になったときは、その時点で本人から申告をしてもらい、その審議に関与しないということで対処します。したがって、他の国立大学から「利益相反マネジメントの外部委員」を依頼されて引き受けること自体は特に問題はありません。

72. 寄附金募集の対象者

Q 大学で寄附金の募集をしたいのですが、次のことは利益相反事例に該当しますか。

1. 教員に共同研究の相手先企業を紹介してもらい、寄附を募る
2. 職員が出入りの業者に寄附を募る

A 利益相反には、個人としての利益相反と、組織としての利益相反の二つの種類があり、本件は、組織としての利益相反の問題に該当する可能性があります。つまり、組織としての大学が、自らの経済的利益を優先させるために、大学の社会的責任を果たしていない、あるいは、果たしていないように見えるという場合に当てはまる可能性があります。特に、今回に特有の問題として考慮しなければならないのは、以下の独占禁止法の規定です。独占禁止法2条9項5号ロに、「不正な取引方法」の定義として、以下の規定があります。

「ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。」

今回照会のあった「2. 職員が出入りの業者に寄附を募る」行為が上記規定に該当する可能性があります。

また、「1. 教員に共同研究の相手先企業を紹介してもらい、寄附を募る」行為についても、共同研究契約を継続している企業にとって、「共同研究の打ち切り」を示唆して寄附を募っているのではないかと受け取られかねない行為であり、上記独占禁止法2条9項5号ロに該当する可能性を排除しきれないと考えられます。

いずれにしても、上記行為は、本学の職員がこれを行った場合に、本学の信用が失墜する可能性がないとは言いきれません。結果的に、上記独占禁止法2条9項5号ロに該当しないという判断になる可能性ももちろんありますが、利益相反問題への対応からいえば、これらの行為が社会的に大学として不適切な行為と受け取られかねないので、結論としては、これらの行為を避けるべきであると判断します。独占禁止法の2条9号5号のほか、19条、20条の6なども参照してください。

73.人を対象とする研究における利益相反の留意点

Q 外来通院で同意の得られた患者を対象として、株式会社 A が既に販売している飲料を飲用してもらい、定期的に採血を行います。これにより、運動療法を行っている患者を対象とした当該飲料摂取の有用性を確認する計画です。この飲料は、病院・診療所を対象として販売しているものです。以上のような人を対象とする研究について、利益相反問題の観点からは、どのように考えればよいのでしょうか。

- A**
1. 人を対象とする研究に関する利益相反マネジメントからの検討について以下の観点から検討してください。
 - (1) 人を対象とする研究が企業からの依頼に基づく受託研究等として実施されるものである場合は、当該企業が負担する研究経費が適正なものであるかどうか。（特に過大なものでなければ問題はありません。）
 - (2) 研究代表者及び研究分担者が、依頼企業から寄附金等の利益提供を受けていないかどうか。（受けていなければ問題はありません。もし受けている場合には、その時期や金額から判断して当該寄附金等が本件人を対象とする研究の結果に影響を及ぼすあるいは影響を及ぼすと疑われる程度のものだったかどうかを判断します。）
 - (3) 研究代表者及び研究分担者が、依頼企業との間で雇用されたり、(技術顧問等) 謝金を受けたり（講演・原稿料等）する関係にないかどうか。（なければ問題はありません。もし雇用関係等がある場合には、当該雇用関係等が本件人を対象とする研究の結果に影響を及ぼすあるいは影響を及ぼすと疑われる程度のものかどうかを判断します。）
 - (4) 研究代表者及び研究分担者が、依頼企業の株式等を保有しているかどうか。（保有していなければ問題は 아닙니다。保有している場合には、保有している株式等数から判断して当該株式等の保有が本件臨床研究の結果に影響を及ぼすあるいは影響を及ぼすと疑われる程度のものかどうかを判断します。）
 2. 人を対象とする研究と利益相反ポリシーとの関係について

本学における利益相反問題の取扱いに関しては、一般的な利益相反ルールの上に、人を対象とする研究に関するより厳格なルールが必要であると考え、それぞれの学問分野の特性に応じたルール運用のために、各部局が策定することとしていますので、それに沿った行動をとってください。

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省・経済産業省）においては、利益相反について研究計画に記載することやインフォームド・コンセントを受ける手続において研究対象者等に説明しなければならない旨記載されています。また、倫理審査委員会は利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い、意見を述べなければならないとされています。

なお、2018 年 4 月 1 日に臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）が施行されました。同法において臨床研究とは、「医薬品等を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする研究」と定義されています。本事案では飲料が医薬品ではないため、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」のルールに従います。一方、臨床研究法においては、特定臨床研究以外の臨床研究の場合であっても、同法 4 条 1 項により、臨床研究法施行規則（平成 30 年厚生労働省令第 17 号）に具体的に定められた臨床研究実施基準の実施は努力義務となっていることに注意する必要があります。

74. 寄附金の性質

Q 臨床研究に関係するテーマで数千万円の寄附金を受領しています。寄附金は教員の直接の個人的な利益ではないので利益相反問題は生じないのではないのでしょうか。

A インフルエンザ治療薬「タミフル」服用と異常行動の関連性を調べている厚生労働省研究班の主任研究者で市立大学の教授の講座あてに、輸入販売元の製薬会社から「寄附金」名目で2001～2006年度までに計1,000万円が支払われていたことが、2007年3月報道されました。2006年10月には、この研究班はタミフル使用者と未使用者の間で異常行動を起こす割合に違いがみられないとする報告書をまとめていました。

このことは世間に大きな衝撃を与え、国会を巻き込んだ大問題になりました。当時の厚生労働相は、タミフルの輸入・販売元企業から寄附金を受けていた研究者（8人中3人）について、異常行動との因果関係などを調べる厚労省研究班から除外する方針を、衆議院厚生労働委員会で明らかにし、「（寄附を受けていた研究者については）当然、除外して、新しい体制の機関にして、いささかも公正性を疑われることのない体制を構築する」と答弁しています。結局当該報告書にも疑念がもたれ、再調査が行われました。

これがまさに利益相反の問題で、これを受けて厚労省は2008年3月、「審議参加に関する遵守事項」を策定し、正式に利益相反のルールを示しました。

つまり、寄附金については、正式な手続を経て大学に寄附されているものであれば、個人が受け取る所得ではないため、本学における自己申告による利益相反マネジメントでは報告を求めています。研究者が比較的自由に使える研究費等として広い意味では研究者個人の利益に含まれると考えられますので、より厳しいマネジメントが要求される臨床研究などヒトを対象とした研究においては、利益相反問題につながる可能性のあるものとして、利益相反マネジメントの対象として取り扱うことが求められています。実際に、厚労省の「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest：COI）の管理に関する指針」（平成20年3月31日）においては、寄附金や共同研究費・受託研究費なども「経済的な利益関係」として、利益相反マネジメントの対象として捉えています。このことは、文部科学省の「臨床研究の利益相反ポリシー策定に関するガイドライン」（平成18年3月）においても同様ですので、参照してください。

なお、本学の全学を対象とした一般的な利益相反マネジメントの場合、利益相反規則においてこれらの正式な手続を経た産学連携活動そのものが単独で存在する場合に学長への報告義務を課していないのは、それらが単独で存在する場合にそれだけを報告させても重大な利益相反問題が生じる可能性が少ないからです。

追って、今回の質問の内容からだけでは不明ですが、実施予定の臨床研究が、仮に医薬品等製造販売業者（子会社等を含む。）からの資金提供によるものであって、当該医薬品等製造販売業者が製造販売をし、又はしようとする医薬品等を用いるものである場合は、2018年4月1日施行の臨床研究法（平成29年法律16号）の2条2項に定めのある「特定臨床研究」に該当し、寄附金によりそのまま実施することには問題があります。同法に定められた企業との契約の締結義務（32条）などの手続や利益相反管理が必要となりますので、注意が必要です。また、特定臨床研究以外の臨床研究の場合であっても、同法4条1項により、臨床研究法施行規則（平成30年厚生労働省令第17号）に具体的に定められた臨床研究実施基準の実施は努力義務となっています。

75. 寄附金と利益相反マネジメント

Q 次のようなケースは、利益相反委員会として、どのような考え方をすれば、利益相反マネジメントをしたとして、承認することができるのでしょうか。

1. 本件は、製薬会社が製造販売し、通常の治療でも使用されている、機構のタイプが異なる2種類の治療薬を患者に投与する臨床研究。
2. 研究責任者は、昨年度この製薬会社から、400万円の寄附金を受けている。
3. 研究内容は、〇〇病の一種に罹患した患者に対する、2種の薬剤の用法、用量の最適値が現在のところ確立されていないので、この〇〇病に罹患するリスクが高いと考えられる患者に投与し、検討する。
4. この臨床研究は保険診療の範囲で行われるので、薬代は患者自身が自費で支払う。

A 1. 利益相反委員会での審査
(1) 研究責任者が昨年度この製薬会社から400万円の寄附金を受けているということについて、以下の観点から今回の臨床研究への影響の有無を判断する必要があります。

ア. 金額の多寡

例えば、400万円の寄附金が特に臨床部門の研究者にとっては通常頻繁に見られる程度の金額であって、それが当該研究者の研究の過程に影響を及ぼすことは考えられないといえるかどうか、あるいは、外部から見た場合に研究の科学的客観性に影響が生じ得る可能性を否定できない程度の金額であると考えられるかどうか、など。

イ. 寄附金の使途・時期

寄附金の提供の際に指定された使途が今回の臨床研究と密接な関係を持っているかどうか、また、寄附金の提供の時期が今回の臨床研究の時期と近接しているかどうか、など。

- (2) 400万円の寄附金が今回の臨床研究の科学的客観性に影響が生じ得る可能性を否定できないと判断された場合には、以下の観点から当該臨床研究の実施を認めるかどうかを判断する必要があります。

ア. 今回の臨床研究が医療上の必要性から判断して実施する意義が極めて高いかどうか。

イ. 今回の研究責任者が実施しなければならない必要性が高いかどうか。

- (3) 上記「(2)」の判断の結果、今回の臨床研究の必要性は極めて高いけれども、必ずしも今回の研究責任者の下で実施する必要性は高くないと判断した場合には、研究責任者の変更など研究計画の修正を提案するかどうか、などを判断する必要があります。
- (4) 上記「(2)」の判断の結果、今回の臨床研究を当該研究責任者の下に実施する必要性があると判断した場合に、監査などを提案する必要があるかどうか、などを判断する必要があります。
- (5) 今回の臨床研究を当該研究責任者の下に実施する必要性があると判断した場合には、インフォームド・コンセントの中に今回の利益相反の状況を含める必要があります。

2. 臨床研究法との関係

本臨床研究は、2種の高血圧症治療薬の用法、用量の最適値を確立しようとするものであるため、これら薬剤の承認に係る用量、用法等と異なる用法等で用いる場合として臨床研究法2条2項ロに該当し、特定臨床研究となると考えられます。一方、本事案では寄附金を受領したのは昨年度であり、寄附金が当該臨床研究に充当されることを目的として提供されたのかどうかは明らかではありません。臨床研究法32条では医薬品等製造販売業者から研究資金等提供を受けて当該医薬品等製造販売業者が製造販売をし、又はしようとする医薬品等を用いて行う特定臨床研究においては、研究資金等の額及び内容、当該特定臨床研究の内容その他厚生労働省令で定める事項を定める契約を締結しなければならないとされています。したがって、臨床研究法施行後であれば定められた契約の締結が必須となり、一方向性で対価を求めない寄附金によって本事案のような臨床研究を行うことはそもそも認められません。基本的に使途の自由度が高い寄附は透明性を確保しにくく、したがって、研究目的を明確にし、積算により適正な経費が明確になる研究契約により実施するべきであるというのが同法32条の趣旨です。そして、厚生労働省医政局研究開発振興課長「臨床研究法における臨床研究の利益相反管理について」（平成30

年3月2日)によると、「臨床研究に従事する者等は、本研究と関わりのある企業等との利益相反については直接・間接を問わず、研究計画書に正確に記載し、説明文書に明示し、研究成果公表時に開示する。」という対応が課されます。また、特定臨床研究の実施に当たっては、臨床研究法に定める事項を記載した特定臨床研究の実施計画の厚生労働大臣への提出と特定臨床研究の実施の適否及び留意事項についての認定臨床研究審査委員会の意見の内容を記載した書類の添付が義務付けられています（臨床研究法5条1項～3項）。

寄附金が当該臨床研究には使用されないけれども、臨床研究者が実質的に使途を決定し得る寄附金の総額が当該年度及び前年度において年間200万円を超えている場合は、やはり取るべき対応は上記と同じです（研究計画書に正確に記載し、説明文書に明示し、研究成果公表時に開示する。）。

そして、特定臨床研究以外の臨床研究の場合であっても、同法4条1項により、臨床研究法施行規則（平成30年厚生労働省令第17号）に具体的に定められた臨床研究実施基準の実施は努力義務となっています。

なお、臨床研究法における特定臨床研究の利益相反管理では、最終的な判断は認定臨床研究審査委員会で行われますが、利益相反の管理プロセスの一部は研究実施機関内で完結しなければならないことに留意する必要があります。利益相反申告者の個人収入等はプライバシーに関わる情報であり、限定された範囲での閲覧となるよう配慮する必要があるため、個人収入に関わる申告内容については、これまでどおり所属機関内部での取扱いとされています。多施設共同研究の場合、各機関の研究責任医師が最終的には利益相反管理計画を作成した上で、研究代表医師がそれらを取りまとめて認定臨床研究審査委員会に提出することになります。

76.AMED配分の研究費による研究における利益相反マネジメント

Q 採択となったAMEDの課題において他機関に研究を再委託していますが、当該機関から利益相反を審査する委員会を設置していないので本学で利益相反の審査をしてほしいとの連絡がありました。しかし系におかれた研究倫理審査委員会が審査対象としているのは教員、研究員、学生等となっています。審査についてどのように対応すればよいでしょうか。

A 基本的には、研究倫理審査委員会細則の改正が必要になると考えます。例えば審査対象を定めた規定の箇所以下に以下の項を追加することを提案します。

「3 前2項の規定にかかわらず、委員会は、外部の研究機関等の長から研究計画の審査の委託を受けたときは、当該研究計画に係る研究倫理又は利益相反の審査を行うことができるものとする。」

AMEDが国費を原資として研究資金を配分している場合には、平成28年3月17日に制定されたAMEDの規則である「研究活動における利益相反の管理に関する規則」に則って進めることが要求されていますが、相談のあった課題はそれに該当するものと考えられます。当該規則4条2項には「(前略)利益相反委員会の設置が困難である研究機関等においては、機関の長は、利益相反に関する審査及び管理措置の検討を適当な外部の機関(以下「利益相反審査受託機関」という。)に委託(やむを得ない場合は、次項の外部委員に相当する能力がある個人に委嘱)することができる。」とあり、また、これに関するQ&A No.22にも「(前略)研究分担者が所属する研究機関が小規模であり、利益相反委員会を設置できない場合には、研究代表者の研究機関等に研究分担者の利益相反の管理についての審査及び検討を依頼してください。」とあります。

<https://www.amed.go.jp/content/000141867.pdf>

以上は基本原則ですが、今回のケースについて、細則の改正が間に合わないが迅速に対応しなければならない等の事情がある場合には、利益相反の審査を外部から委託されることについては、教職員の権利・義務に直接関わる事項ではなく、研究倫理委員会の運用の問題であるので、委員会の合意が得られれば(望ましいのは委員全員の合意ですが、過半数の賛成でも可とします。)、審査の対象とすることは可能であると解釈します。

上記の措置を取った場合でも、今後このようなケースは増加するのではないかと想定されるため、速やかに細則の改正の措置を取ることが望ましいと考えます。

77.教育兼業や医療兼業の報酬は自己申告の対象か

Q 他大学の非常勤講師の謝金や他の病院・クリニックでの診療の報酬は利益相反規則で定められている個人的な利益の自己申告の対象となりますか。

A 本学の利益相反自己申告書の注7では、「兼業によるものの利益については、国内の診療又は教育兼業に係る報酬を除きます。」と明記されています。他大学の非常勤講師の謝金や他の病院・クリニックでの勤務の報酬（医療兼業）は、公共的分野での教員の社会貢献的活動による報酬等であるので、あまり問題となる活動とはいえないためです。なお、利益相反規則10条柱書には、申告が必要となる関係する企業等の中に「企業以外の国内の公共的機関（国、地方公共団体、大学、独立行政法人等）」は含まれないと規定されています。

78.企業から支給される給与の一部は自己申告の対象か

Q 私が所属するセンターは、株式会社Aの資金提供で運営されており、私の給与は筑波大学からのものの他に、株式会社Aからも別途支給されていますが、これは株式会社Aの病院での診療の対価で、筑波大学と株式会社Aとの社会連携講座開設の協定によるものです。このように寄附講座や社会連携講座に所属する場合の資金提供企業からの給与は利益相反自己申告の対象でしょうか。

A 本学教職員の医師としての診療の報酬は申告対象とはなっていません。自己申告書の注に明記されています。ただ、会社の資金が筑波大学に提供されそれが本学教職員の給与の一部または全部となっているケースについては、以前は申告対象となっていませんでしたが、2018年11月1日に本学利益相反規則の改正が行われ、「企業等から若しくは企業等の資金を原資として給与の全部若しくは一部が支払われるときは当該給与の全部又は一部」は、個人的な利益の報告の対象となることとなりました（改正後の同規則10条1号）。

79.弁護士報酬は自己申告の対象か

Q 弁護士報酬は自己申告の対象となりますか。

A 本学では、職員等が産学官連携活動等に伴い企業等から得る個人的な利益が年間総額100万円以上である場合に、報告義務の対象としています。

ただし、医師の診療や大学の非常勤講師の報酬、国立大学法人や独立行政法人主催のセミナー等での講演その他これに類似する活動により得た報酬についても、報告の対象から除外してきました。それは同規則の制定趣旨から、このような種類の兼業が本学に対する社会からの信頼や教職員の名誉を棄損するおそれがないことによるものです。したがって、同規則の対象となるものは、研究インテグリティの観点を除き、企業との関わりをもって行われる産学連携活動が中心となるものとして運用しています。

弁護士については、本学では、国家資格に基づく非常勤業務の兼業として所定の手続を経て認められることになっています。法科大学院の実務家教員については、弁護士である兼任教員が多く勤務しており、この場合は兼業に関しては当然に問題がありません。（本業が弁護士で教員が兼業になりますので、大学での兼業手続の必要はなく弁護士報酬の報告義務もありません。）

専任教員の場合も、弁護士については、兼業が前提となって法科大学院の教員構成が出来上がっているところがあり、兼業は当然に認められることとなると考えられます。その場合に、弁護士報酬については国家資格に基づく非常勤業務の兼業に伴う報酬であり、利益相反マネジメントの対象となる個人的な利益ではないという理由で、報告義務の対象外としています。

なお、弁護士であっても、企業の非常勤取締役又は監査役に就任する場合は、それに伴う報酬はそれぞれの役員業務の遂行によるものなので、本件回答の冒頭で示した要件に該当する場合は、報告義務の対象としています。

80.産学連携に関する申告対象の企業等

Q 本学利益相反規則 10 条 1 項 2 号では、筑波大学と契約等の関係のある企業等の株式等を保有する場合に自己申告書を提出する旨定められています。株式等の保有先の企業等が筑波大学と共同研究や物品購入等の契約をしているかどうかについて調査をして申告しなければならないのでしょうか。

A 本学の規則では自己申告書の提出について、株式等の保有先の企業等が筑波大学と契約等の関係にあることが要件となっており、株式等を保有している本人が相手先企業との共同研究等に従事していなくても、例えば、所属の系の他の教員（他の系の教員の場合を含む。）が当該企業との間で共同研究を実施していれば、この企業の未公開株式を一株でも保有している教員は学長への報告義務があるという解釈になります。

本学の利益相反規則は、教員からの報告義務を合理的な範囲に限定することにより、教員の負担を減らすとともに、利益相反が生じる可能性のある場合に必要利益相反マネジメントの適正な実施を確保するという考え方で構成しています。すなわち、本学と全く関係のない企業の未公開株式を保有していても利益相反の起こる可能性はまずありませんので報告義務はありません。

しかしながら、例えば、相手先企業が本学の他の教員との間で共同研究等を実施している、あるいは、本学への製品の納入の関係で他の教員が関わっているという場合には、未公開株式を保有している教員が共同研究等に関わってなくとも、一般論として、その未公開株式保有者である教員が自らの影響力を行使して当該他の教員に企業が有利になるような働きかけをするということも考えられ、利益相反の起こり得る可能性があり、個人的な利益の報告義務を課すことにしています。これによって、一種のスクリーニングを行い、その上で、利益相反アドバイザーや利益相反委員会等において実際に問題の起こりそうな利益相反関係にないかどうかを確認してもらおうというのが本学の利益相反マネジメント・システムの骨格になります。

したがって、筑波大学と企業等との関係、すなわち、本学利益相反規則 10 条 1 項 2 号に定められた関係については自分が知り得る範囲内の関係について申告すればよく、わざわざ調査して申告する必要はありません。それは、上述のように、知り得る範囲であれば、特に役職者等幹部職員などは関係教職員に影響を及ぼすおそれがあるため、関係を知らないのであれば、その可能性はあまりないといえるからです。

81.自己申告書に関わるヒアリング

Q 利益相反の自己申告をした者に対して、その後詳細なヒアリングなどがありますか。そのために報酬資料などを保存しておく必要がありますか。

A 申告者すべてに対してヒアリングを行うわけではありません。利益相反アドバイザーが事実関係をさらに確認しておきたいと考えた場合にヒアリングを実施しています（国立大学法人筑波大学における個人としての利益相反ポリシー 6（4）及び国立大学法人筑波大学利益相反規則 7 条 1 項による。）。

例えば、個人的な利益の額が年間数百万円に及ぶなど高額であるとか、1 企業に様々な利害関係があるとか、多数の企業に利害関係があるとか、利益相反アドバイザーが収集した大学の契約関係等の事実だけでは不明確な点がある場合などです。つまり、ヒアリングの実施は例外的な場合に限られ、また、ヒアリングの内容も、個人的な利益や相手先企業との詳細な関係等に関する事情を聞くだけで、これまでも、特に、証拠資料の提出を求めたことはありません。（事情説明になります。）

ただし、例えば「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest: COI）の管理に関する指針」では、研究者は COI に関連する書類について 5 年間保存することが定められていますので、使用する研究費などによって注意が必要です。

82.利益相反マネジメントの目的

Q そもそも利益相反マネジメントとは、何を目的としているものですか。それと産学連携とはどのような関係にあるのですか。

A 利益相反マネジメントは、決して産学連携活動を抑制することが目的ではありません。むしろ、利益相反マネジメントを十分に、かつ、適正に実施することにより、大学に対する社会一般の信頼を確保し、それによって、産学連携を促進する効果を持つことを期待したものです。すなわち、個別のケースごとの判断で何事も事なかれ主義で処理していった場合、問題は解消するかもしれませんが、それによってせっかく芽生えつつある産学連携の芽を摘んでしまう可能性があります。したがって、むしろ利益相反マネジメントについては、産学連携を促進する役割を担うという意識を持って、そこから個別判断を導いてくることが重要であり、産学連携と利益相反マネジメントは、大学にとって、車の両輪の関係にあると見るべきものでしょう。

なお、近年では、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対応する研究インテグリティの確保に関する取組を進めることが大学に求められるようになってきました。研究者が適切な情報開示に取り組み、大学も人事及び組織のリスク管理として必要な情報の報告・更新を受けるとともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における利益相反・責務相反管理と同様に、適切なリスクマネジメントを行うよう要請されています。

83.利益相反と法令・規則違反

Q 利益相反関係にあるということは、法令や学内規則に違反しているということなのですか。

A 利益相反とは、個人としての職員等や組織としての大学が置かれている特別な状況のことを指しており、多くの場合現実に大学の利益の損失や法令違反の問題が起きているわけではありません。したがって、それ自体を常に解消しなければならないというものでもありません。しかしながら Q&A No.74 で紹介したインフルエンザ治療薬「タミフル」の事例のように、世間の疑念を招くというだけで国会を挙げて大騒動に発展する場合があります。このため利益相反問題に対しては予防的措置を取ることが重要になります。具体的には情報開示やモニタリングを通じて透明性を高めることによりマネジメント可能なものもあります。法令による一律のルールではなく、個別の事情に応じて判断することにより、多様な対応方法を可能とする取扱いをすることが重要であると考えられます。

84.利益相反規則の違反

Q 国立大学法人筑波大学利益相反規則 10 条に定められた個人的な利益の報告をしなかった場合どうなりますか。

A 利益相反規則自体には罰則の規定はありません。一般的な学内規則・規程違反ということになり、報告義務違反が軽微な場合はそれによって処分が課されることは考えにくいのですが、違反の内容が重大な場合はそれ自体が処分の対象となることがないとはいえません。

例えば、教員がある企業の未公開株式を多数保有していながら、それを報告せずに、大学として当該企業から高額の研究設備を購入する際に、当該教員がその設備の選定理由書を作成していたような場合が考えられます。当該企業がその後上場し、その教員が多額の売却益を得たということが起こり、マスコミなどで高額の研究設備の購入が疑惑として取り上げられるという可能性もあります。そのような場合に、個人的な利益を報告しなかったという利益相反規則違反により、当該教員に対して懲戒処分が課されることはあり得ます。懲戒処分の根拠は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則第 95 条（懲戒の事由）です。

○国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（懲戒の事由）

第 95 条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒を行う。

- （１）この就業規則その他の法人規則及びこれに基づく法人規程等に違反した場合
- （２）（以下略）

つまり、利益相反の状態はそのままではそれ自体良いとか悪いという判断はできませんが、その状況にあることを知りながら学長に対する報告義務に違反することが悪いことは明らかです。特に、後日問題になるのはそこからさらに状況が進展して職務上の責任に対して個人的な利益を優先させた場合ですので、なおさら悪いということになります。

しかし、通常は、他のより重大な義務違反があった場合に、それと併合される形態で処分が加重される要因となることが多いと考えられます。

85.契約書の教授名の署名

Q 企業との研究契約などで教授個人が教授名で署名をしてもよいのでしょうか。

A 教授の職は学校教育法 92 条 6 号に次のようにあります。「教授は、専攻分野について(中略)学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。」すなわち、教育又は研究に従事することが義務であり、権限であって、それ以外に、特に学内で別の役職を任された場合を除き、教授であることを理由に与えられている権限はない、というのが原則です。

したがって、教授が、教授の身分だけで、大学を代表して企業と契約を締結する権限はありません。契約を締結するためには、副学長、系長（他大学の場合は、学部長又は研究科長）、附属病院長など、他の相応の役職に就いていることが必要となります。

86.利益相反の典型例

Q 国立大学法人筑波大学利益相反規則9条1号に、利益相反に該当するものの一つとして「職員等の企業等から得る産学官連携活動等に係る個人的な利益が、法人における当該職員等の責任と相反する状況にあること。」とありますが、「法人における当該職員等の責任」の具体例としてどのようなものがあるか教えてください。

A 「法人における当該職員等の責任」の具体例としては、以下のようなことが想定されます。

1. 研究に関しては、研究結果の客観性を保持することは教員本来の責任になる。

例えば、研究を受託した企業に対して、既にコンサルタント契約を締結していて多額の報酬を受けている場合などは、実際にはその受託研究に関して企業に有利な結果をもたらす操作をしていなかったとしても、世間から見れば、その研究の客観性を疑われるおそれがあり、そのような場合には、教員が産学官連携活動等に関して受けた個人的な利益が、教員の研究の客観性の保持という責任と相反する状況になっているといえるので、利益相反マネジメントの対象として管理していく必要があります。

2. 教育に関しては、学生に対して公平、かつ、公正な取扱いをすることが教員本来の責任になる。

具体的な例としては、教員が指導教員をしている学生がベンチャーを設立して、その会社が順調に発展していった場合に、その学生から増資をしたいので、教員に出資をして株式を持ってほしいと依頼されたとします。出資が1株当たり5万円で2株分10万円を出資したとしても、過去に実際に事例がありました。その後さらに増資による株主に対する株式割当てなどがあり、当該ベンチャーの上場後に売却すれば1,000万円の収入にもなるということが起きてくる可能性があります。このような場合に、その教員が指導教員のままでいるとすれば、他の学生から見れば特別に手厚くそのベンチャーを設立した学生を指導しているのではないかという疑いを抱かれることにもなります。そのような場合には、教員が産学官連携活動等に関して受けた個人的な利益が、教員の学生に対する公平かつ公正な取扱いという責任と相反する状況が生じているといえることができます。

3. 大学の運営に関しては、適切な運営を行うことが教員だけでなく管理職にあるものや事務系職員まで含めて彼らの本来の責任になる。

例えば、大学に物品を納入したり役務を提供したりしている会社などから、社員向けの講演を依頼されて多額の報酬をもらったという場合は、それにより、運営の適切さに対する世間からの信頼を損なうおそれがあります。そのような場合には、職員等の個人的な利益と職務上の責任とが相反する状況にあるといえるといえます。これに対しては、その業者の選定から個人的な利益を受けている者を外すという、利益相反マネジメントを行う必要が出てきます。

利益相反事例とその対応に関するQ&A 改訂第五版

2010年 5月 第一版
2014年 12月 増補改訂第二版
2019年 1月 増補改訂第三版
2023年 10月 改訂第四版
2025年 6月 改訂第五版

筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室
〒305-8577
茨城県つくば市天王台1-1-1
TEL:029-853-2877 FAX:029-853-5816
E-MAIL:coisec@un.tsukuba.ac.jp
URL:<https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/management/>

編集 新谷由紀子 山越祥子

<https://coi-sec.tsukuba.ac.jp/management/>

